

奈良市公報

第141号

令和7年4月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
3	5	80	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
3	5	81	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
3	5	82	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
3	5	83	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
3	5	84	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
3	5	85	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護課
3	5	86	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
3	6	87	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	6	88	地域計画の案の公衆縦覧	農政課
3	6	89	道路の位置指定	建築指導課
3	6	90	放置自転車等の保管	環境政策課
3	6	91	放置自転車等の保管	環境政策課
3	7	92	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
3	7	93	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
3	7	94	指定公金事務取扱者の指定	北部出張所
3	10	95	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
3	10	96	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
3	10	97	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
3	10	98	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
3	10	99	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
3	10	100	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課
3	10	101	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止	障がい福祉課

3	10	102	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	10	103	住居番号の設定	市民課
3	10	104	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	14	105	令和6年度奈良市介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課
3	14	106	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
3	14	107	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
3	14	108	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
3	14	109	都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	道路建設課
3	14	110	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
監 査				
月	日	番号	件 名	
3	3	3	住民監査請求に係る監査結果の公表	
3	3	4	住民監査請求に係る監査結果の公表	
3	7	5	住民監査請求に係る監査結果の公表	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
3	3	12	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
3	4	13	奈良市排水設備指定工事店の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
3	3	3	臨時教育委員会の開催	教育政策課
3	12	4	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
3	3	2	選挙権を有する者の50分の1の数等	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
3	7	3	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第80号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和7年3月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和7年2月28日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2960199293	(介護予防) 訪問看護	株式会社絆	奈良県奈良市芝辻町二丁目5番3号105号室	訪問看護ステーション福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目5番3号105号室

2 廃止年月日 令和7年2月28日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970190043	(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売	有限会社マザープロジェクト	奈良県奈良市敷島町二丁目543番地の55	おたがいさん福祉用具	奈良県奈良市敷島町二丁目543番地の55

(令和7年3月5日掲示済)

奈良市告示第81号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和7年3月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和7年2月28日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105439	居宅介護支援	株式会社多生	奈良県奈良市法蓮町396-5 グランパル佐保 203	あん居宅介護支援事業所	奈良県奈良市法蓮町396-5 グランパル佐保 203

(令和7年3月5日掲示済)

奈良市告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和7年3月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和7年1月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970190589	訪問介護	一般社団法人優	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目507番	介護ステーション優	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目507番

地の 6

地の 6

(令和 7 年 3 月 5 日掲示済)

奈良市告示第 83 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 2 月 28 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970190472	通所介護	株式会社セフティライフ	奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目 1 番 19 号	エリシオン学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目 1994 番 6
2970104952	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	株式会社セフティライフ	奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目 1 番 19 号	エリシオン学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目 1994 番 6
2970104242	(介護予防) 特定施設入居者生活介護・(介護予防) 短期入所生活介護	株式会社セフティライフ	奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目 1 番 19 号	エリシオン登美ヶ丘	奈良県奈良市松陽台二丁目 3 番 33 号

(令和 7 年 3 月 5 日掲示済)

奈良市告示第 84 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
吉岡皮膚科医院	奈良県奈良市三条町 321-4 美幸ビル 2F	令和 6 年 12 月 28 日
島田医院	奈良県奈良市富雄北一丁目 2-23	令和 6 年 12 月 31 日
なら家庭医療クリニック	奈良県奈良市紀寺町 416 番地 1	令和 6 年 12 月 31 日
あおき歯科医院	奈良県奈良市西大寺赤田町二丁目 1-4 オリオンハイツ 1F	令和 6 年 12 月 1 日
あじさい薬局	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目 20-2-1	令和 6 年 12 月 31 日
ならまち薬局	奈良県奈良市小西町 25 番 1 ファインフラッツ奈良ザ・レジデンス 1 階	令和 6 年 12 月 31 日

(令和 7 年 3 月 5 日掲示済)

奈良市告示第 85 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	ジョイライフ訪問看護ステーション	奈良県奈良市神殿町 162-18 インナミマンション 205 号	令和 6 年 11 月 1 日
新	ジョイライフ訪問看護ステーション	奈良県奈良市神殿町 149-1	

(令和 7 年 3 月 5 日掲示済)

奈良市告示第 86 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
なら家庭医療クリニック	奈良県奈良市紀寺町 416 番地 1	令和 7 年 1 月 1 日
島田医院	奈良県奈良市富雄北一丁目 2 番 23 号	令和 7 年 1 月 1 日
あじさい薬局	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目 20 番 2-1 号	令和 7 年 1 月 1 日
ならまち薬局	奈良県奈良市小西町 25 番 1 ファインフラッツ奈良ザ・レジデンス 1 階	令和 7 年 1 月 1 日
SOMPO ケア三条桜町訪問看護	奈良県奈良市三条桜町 22-12	令和 6 年 11 月 1 日
ディア訪問看護ステーション	奈良県奈良市大森町 24 番地 1 メゾンアンテルナ奈良 506	令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 3 月 5 日掲示済)

奈良市告示第 87 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 3 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 6 月 4 日 奈良市指令整開 第 24A-7 号

令和 7 年 1 月 15 日 奈良市指令整開 第 24A-7-1 号

令和 7 年 2 月 26 日 奈良市指令整開 第 24A-7-2 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 3 月 6 日 第 1930 号

公共施設 令和 7 年 3 月 6 日 第 978 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市千代ヶ丘二丁目 8 番 15 及び西千代ヶ丘三丁目 2087 番 413

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区瓦町二丁目 4 番 5 号

泰喜建設株式会社 代表取締役 飛弾 幸利

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市千代ヶ丘二丁目 8 番 15 の一部

(令和 7 年 3 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 88 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を決定するため、同条第 7 項の規定により公告し、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

当該地域計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 縦覧する地域計画の案

帯解地区 月ヶ瀬地区 下深川地区 針ヶ別所地区 都祁南之庄町北西地区 田原地区 柳生地区 大柳生地区

2 地域計画の案の縦覧及び意見書提出期間

令和 7 年 3 月 6 日から同月 19 日まで

3 地域計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市 観光経済部 農政課

(令和 7 年 3 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 89 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市平松五丁目 30 番 3-1 号
申請者氏名	リアルセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
道路の位置	奈良市宝来三丁目 155 番 9
道路の幅員	最大 8.00m 最小 8.00m
道路の延長	4.72m
指定年月日	令和 7 年 3 月 6 日
指 定 番 号	第 R0613 号

(令和 7 年 3 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 90 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 2 月 26 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 3 月 6 日揭示済）

奈良市告示第 91 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 3 月 5 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 3 月 6 日揭示済）

奈良市告示第 92 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護にじいろ	奈良県奈良市神功五丁目 3-3 ルルデハイツⅡ-103	訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和 6 年 10 月 1 日
株式会社スリーピース	奈良県奈良市神功五丁目 3-3 ルルデハイツⅡ-103		
アクア奈良訪問介護	奈良県奈良市佐保台西町 67 番地	訪問介護	令和 6 年 10 月 1 日
株式会社スタッフシェウエイ	愛知県東海市名和町後西 19 番地		
アクア奈良訪問看護	奈良県奈良市佐保台西町 67 番地	訪問看護	令和 6 年 10 月 1 日
株式会社スタッフシェウエイ	愛知県東海市名和町後西 19 番地		
訪問介護事業所いっと	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘 5 番 12 号	訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和 6 年 10 月 1 日
株式会社いっと	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘 5 番 12 号		
ケアサポートひなた	奈良県奈良市大宮町六丁目 4 番地の 8 ルミエール新大宮 405 号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和 6 年 10 月 1 日
合同会社陽	奈良県奈良市大宮町六丁目 4 番地の 8 ルミエール新大宮 405 号		
訪問介護福助	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4	訪問介護	令和 6 年 10 月 1 日
株式会社 OASIS	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4		
デイサービス福助	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4	通所介護	令和 6 年 10 月 1 日
株式会社 OASIS	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4		
なごみ訪問介護サービス	奈良県奈良市押熊町 1323 番 2 号サニーコート D201 号室	訪問介護	令和 6 年 10 月 1 日
合同会社なごみ	大阪府大阪市西成区千本北一丁目 13 番 3 号エルメゾン 5th101 号室		
訪問看護ステーション Lily	奈良県奈良市佐保台西町 47-3	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和 6 年 11 月 1 日
株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目 18 番 32 号		
SOMPO ケア三条桜町訪問看護	奈良県奈良市三条桜町 22-12	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和 6 年 11 月 1 日
SOMPO ケア株式会社	東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号		
IKI-IKI ケアステーション	奈良県奈良市七条東町 4-21 ヨシケイ奈良営業所 2 階	訪問介護	令和 6 年 12 月 1 日
株式会社ヨシケイライブリー	奈良県磯城郡田原本町味間 10 番 1		
リハビリデイサービス アイリス大宮	奈良県奈良市大宮町二丁目 4-43	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	令和 6 年 12 月 1 日
株式会社アイリス	奈良県奈良市法蓮町 632-2		

(令和 7 年 3 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 93 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和7年3月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
宇恵 久敏		はり・きゅう	令和7年 1月7日
オーロラ鍼灸治療院 奈良店	奈良県奈良市南京終町三丁目 400-6		

(令和7年3月7日掲示済)

奈良市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和7年3月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市芝辻町三丁目8番21号 株式会社シティサービス 代表取締役 赤川 義之	北部会館駐車場使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年6月12日

委託をした日：令和6年6月12日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

(令和7年3月7日掲示済)

奈良市告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和7年3月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和7年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102397	特定非営利 活動法人な らサポート ワークラボ	631-0803	奈良県奈良 市山陵町 110-7	ワークラボ	631-0803	奈良県奈良 市山陵町 110-7	就労継続 支援B型	令和13年 2月28日
2910103007	社会福祉法 人ききょう 会	630-8451	奈良県奈良 市北之庄町 116番4	とらい	630-8441	奈良県奈良 市神殿町 630-6	生活介護	令和13年 2月28日
2910104518	株式会社 ハッピーサ ービスグル ープ	630-8043	奈良県奈良 市六条三丁 目1番15号	就労支援リ ハスタジオ ハッピーワ ークス西ノ 京	630-8043	奈良県奈良 市六条二丁 目19番17 号	就労継続 支援B型	令和13年 2月28日

2910104526	特定非営利 活動法人 ザ・ホープ フル	544-0012	大阪府大阪 市生野区巽 西1-2-3	すたんどP	631-0036	奈良県奈良 市学園北二 丁目1-6セ ブンスター マンション 学園前104	就労継続 支援B型	令和13年 2月28日
------------	------------------------------	----------	--------------------------	-------	----------	--	--------------	----------------

(令和7年3月10日揭示済)

奈良市告示第96号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和7年3月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和7年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100533	合同会社 weeek	630-8106	奈良県奈良 市佐保台西 町95番地グ ランスイート 平城山 301号	放課後等デ イサービス weeek	630-8451	奈良県奈良 市北之庄町 45-1	放課後等 デイサー ビス	令和13年 2月28日

(令和7年3月10日揭示済)

奈良市告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和7年3月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和7年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100854	社会福祉法 人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良 市杣ノ川町 50番地1	日笠ワーク ス	630-2173	奈良県奈良 市日笠町 396-2	生活介護	令和13年 2月28日
2910103619	合同会社 ku-chi	630-8423	奈良県奈良 市出屋敷町 17-98	生活介護あ りす、短期 入所たいむ	630-8423	奈良県奈良 市出屋敷町 17-98	生活介 護、短期 入所	令和13年 2月28日

(令和7年3月10日揭示済)

奈良市告示第98号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和7年3月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和7年3月1日

事業所番号	事業者	事業所	サービス	指定
-------	-----	-----	------	----

令和 7 年 4 月 1 日

(火曜日)

奈 良 市 公 報

第 141 号

	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2950160503	合同会社 ku-chi	630-8423	奈良県奈良 市出屋敷町 17-98	ありす	630-8423	奈良県奈良 市出屋敷町 17-98	放課後等 デイサー ビス	令和 13 年 2 月 28 日

(令和 7 年 3 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 99 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 3 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 2 月 28 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100847	株式会社優花	631-0837	奈良県奈良市 若葉台一丁目 7-1	優花訪問介護 ステーション	631-0031	奈良県奈良市 敷島町二丁 目 543-25	居宅介 護、重度 訪問介護

(令和 7 年 3 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 100 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を廃止したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 3 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 1 月 31 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950170551	株式会社すみ れサポート	630-8033	奈良県奈良市 五条一丁目 2 番 30 号	クローバー	631-0846	奈良県奈良市 平松一丁目 32-17-2 2F	放課後等 デイサー ビス

(令和 7 年 3 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 101 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を廃止したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 3 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 2 月 28 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100801	特定非営利 活動法人あ ず	631-0818	奈良県奈良市 西大寺赤田町 一丁目 5-1- 302	相談支援事業 所ラルゴ	631-0818	奈良県奈良市 西大寺赤田町 一丁目 5-1- 302	計画相談 支援

(令和 7 年 3 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 102 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 3 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成 29 年 12 月 12 日 奈良市指令整開 第 17A-1001 号

令和 2 年 1 月 28 日 奈良市指令整開 第 17A-1001-1 号

令和 4 年 3 月 30 日 奈良市指令整開 第 17A-1001-2 号

令和 5 年 3 月 31 日 奈良市指令整開 第 17A-1001-3 号

令和 6 年 2 月 27 日 奈良市指令整開 第 17A-1001-4 号

令和 7 年 1 月 22 日 奈良市指令整開 第 17A-1001-5 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 3 月 10 日 第 1931 号

公共施設 令和 7 年 3 月 10 日 第 979 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市菅野台 111 番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市登大路町 30 番

奈良県知事 山下 真

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 防火水槽

奈良市菅野台 111 番の一部

(2) 雨水貯留水槽

奈良市菅野台 111 番の一部

(令和 7 年 3 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 103 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示		
二条町二丁目 6 番 11-3 号	中登美ヶ丘五丁目 17 番 30 号	西登美ヶ丘六丁目 1 番 1 号
西大寺竜王町一丁目 2 番 49 号	中登美ヶ丘五丁目 17 番 31 号	学園北二丁目 11 番 6 号
西登美ヶ丘五丁目 14 番 6 号	中登美ヶ丘五丁目 17 番 32 号	平松四丁目 8 番 40-室番号
富雄川西一丁目 3 番 10-2 号	中登美ヶ丘五丁目 17 番 34 号	平松四丁目 8 番 39-室番号
藤ノ木台三丁目 20 番 34 号	中登美ヶ丘五丁目 17 番 35 号	登美ヶ丘五丁目 13 番 1-1 号
富雄北一丁目 4 番 22-室番号	中登美ヶ丘五丁目 17 番 37 号	
四条大路五丁目 1 番 34-1 号	菅原東一丁目 20 番 22 号	
若葉台四丁目 4 番 14 号	三条大路三丁目 1 番 26 号	
四条大路南町 8 番 11 号	五条西一丁目 3 番 1 号	
若葉台一丁目 4 番 15 号	富雄北二丁目 2 番 32-1 号	
六条西一丁目 3 番 43 号	三松ヶ丘 3 番 1 号	
疋田町三丁目 1 番 4-1 号	西千代ヶ丘一丁目 22 番 9 号	
学園緑ヶ丘一丁目 6 番 11 号	藤ノ木台二丁目 11 番 4 号	
学園緑ヶ丘二丁目 6 番 25 号	三碓一丁目 9 番 2-2 号	

学園緑ヶ丘二丁目6番27号	平松五丁目5番16号	
大安寺七丁目26番15号	大森西町22番21-室番号	
藤ノ木台三丁目19番32号	大森西町22番22-室番号	
中登美ヶ丘五丁目17番27号	平松五丁目1番2号	
中登美ヶ丘五丁目17番28号	帝塚山南二丁目7番21号	

(令和7年3月10日揭示済)

奈良市告示第104号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年3月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和7年3月10日揭示済)

奈良市告示第105号

令和6年度奈良市介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）第12条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和7年3月14日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 この決定通知書の発送年月日
令和6年6月13日
- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略

(令和7年3月14日揭示済)

奈良市告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和7年3月14日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定年月日 令和7年3月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190910	居宅介護支援	株式会社いっと	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘5番12号	居宅介護支援事業所いっと	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘5番12号
			奈良県奈良市三条		

2970190928	居宅介護支援	特定非営利活動 法人みんなの夢	大路一丁目 1 番 93 号株式会社マスオ 総合事務管理セン ター内	ケアプランセン ター空	奈良県奈良市押上 町 8 番地の 1
2970190944	居宅介護支援	合同会社杉浦	奈良県奈良市六条 三丁目 7 番 1 号シル キーハイム 101 号室	杉浦居宅介護支 援事業所	奈良県奈良市六条 三丁目 7 番 1 号シル キーハイム 101 号室

(令和 7 年 3 月 14 日掲示済)

奈良市告示第 107 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 7 年 3 月 1 日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190951	(介護予防) 特定施設入居 者生活介護	株式会社ベック	大阪府大阪市中央 区南本町一丁目 4 番 10 号	エリシオン学園 前	奈良県奈良市中登美 ヶ丘一丁目 1994 番 6
2970190969	(介護予防) 特定施設入居 者生活介護	株式会社ベック	大阪府大阪市中央 区南本町一丁目 4 番 10 号	エリシオン登美 ヶ丘	奈良県奈良市松陽台 二丁目 3 番 33 号
2970190969	(介護予防) 短期入所生活 介護	株式会社ベック	大阪府大阪市中央 区南本町一丁目 4 番 10 号	エリシオン登美 ヶ丘	奈良県奈良市松陽台 二丁目 3 番 33 号
2960199368	(介護予防) 訪問看護	株式会社 Matomari	奈良県奈良市佐保 台西町 72 番地 101 号室	訪問看護ステー ション福優	奈良県奈良市芝辻町 二丁目 5 番 3 号タウ ニイマサキ 105 号室

(令和 7 年 3 月 14 日掲示済)

奈良市告示第 108 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 7 年 3 月 1 日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190951	通所介護	株式会社ベック	大阪府大阪市中央 区南本町一丁目 4 番 10 号	エリシオン学園 前	奈良県奈良市中登美 ヶ丘一丁目 1994 番 6
2970190936	訪問介護	有限会社 LUPIN	奈良県奈良市大宮 町四丁目 275 番 5 号 森村第 2 ビル 301 号	ヘルパーステー ション LUPIN 宝 来	奈良県奈良市宝来四 丁目 9 番 30 号

(令和 7 年 3 月 14 日掲示済)

奈良市告示第 109 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・3・4 号大和中央道及び 3・4・105 号平城学園前線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市建設部道路建設課

（令和 7 年 3 月 14 日揭示済）

奈良市告示第 110 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 7 月 5 日 奈良市指令整開 第 24A-16 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 3 月 14 日 第 1932 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市柳生町 1474 番、1475 番及び 1476 番 4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市柳生町 1477 番地 1

株式会社 Cha 茶 Family 代表取締役 永井 光一

（令和 7 年 3 月 14 日揭示済）

監**査****奈良市監査委員告示第 3 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 3 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺 川 拓

同 道 端 孝 治

同 中 西 吉日出

奈 監 第 143 号

令 和 7 年 2 月 28 日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺 川 拓

同 道 端 孝 治

同 中 西 吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 8 月 29 日に提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載している。

職員措置要求書

奈良阪地内の一般廃棄物最終処分場（緊急時）への廃棄物の搬入及び埋立を即時停止するとともに、埋立てた廃棄物の搬出及び当該土地の賃借料の見直し等により、不当な支払い額の賠償等以下の通り措置されることを要求する。

1 当該処分場は、緊急時に対応することを目的として設置されたものであり、昭和 57 年 6 月 20 日付けの奈良県知事への一般廃棄物処理施設設置届出書に添付の「緊急時最終処分場設置理由書」において、「…、当市内に火災・台風・地震等の大災害発生に伴う清掃工場の機能停止及び災害復旧に伴う緊急時多量ごみの迅速な処理処分を行ううで市街地至近場所に、緊急事態に対処し得る処分場の設置が奈良市清掃事業にとって欠くべからざる重要課題と考え設置するものです。」と記載されている。

このことは、市長及び職員は認識できたはずであり、平常時の埋立処分すべき場所を探す努力もせず、そこに埋立てできる場所があると安易に考え、埋立を続けてきたものであり、職務怠慢の誹りは免れないのである。

また、「奈良阪緑地整備事業の休止について」という起案書（平成 18 年 1 月 13 日市長決裁）によれば、「平成 11 年度のごみの分別収集化に伴い発生したプラスチックゴミの一時置き場となり、最終処分地としての機能も継続していた。しかし、数年後には処分場としての機能が終わると言うことから、平成 13 年 3 月 27 日に事業計画変更申請を行った。」と記載されているが、分別収集を実施する計画段階で、十分な検討も行わず、実施したことから生じたことであり、まったく杜撰極まりない無責任な事業執行であり、責任の所在を明確にされたい。

さらに、毎年作成する「奈良市一般廃棄物処理計画」においても「緊急時」と明示されているにもかかわらず、環境審議会で審議することなく、処分地として継続して埋立が承認されているのである。また、監査委員の定例監査においても何ら指摘することなく、埋立が続けられているのである。「緊急時」明示とされてるのにもかかわらず、何らの指摘もせず承認していることが不思議でならない。どのような見識を持っておられるのか承知はしていないが、職務怠慢の責任を取り直ちに辞職されることを要求するとともに、報酬の返還をさせるべきである。

2 当該処分場が緊急時以外に廃棄物を埋立処分できたとしても、2010 年には満杯になっているのである。このことは、市の環境省への一般廃棄物調査に関する回答においても明らかにされているのである。何らの指摘もしない環境省も問題であるが、このことを認識しながら、今日も、埋立を続けているのである。一般事業者が、このようなことを行っておれば、事業許可の取消などの処分は免れないのである。

以上のことから、直ちに一般廃棄物の持ち込み並びに埋立を停止し、最低限、容量を超過する水準まで、埋立された廃棄物を撤去することを指示されたい。なお、これに係る費用については、公費負担をしてはならないことは、当然である。

3 当該廃棄物処分場の用地については、数人の地権者と賃貸借契約を締結しているが、賃借料算出の根拠が明確にされていないし、することもできないのである。契約当初から今日まで、概ね 3 年間の賃借料を覚書で決定しているが、契約当初から同額であり、見直しも行っていないのである。多くの自治体では、借地料の算定基準を要領等何らかの形で明文化となっている。奈良市においても、直ちに明文の根拠規定を設け、適切な契約を締結することとされたい。

また、当該契約は、当該事業が終了するまでとされているが、埋め立て容量が 2010 年に満杯となり、当然この時点で賃借期間は満了することとなり、それ以降は、賃借する理由がないのである。すなわち、賃借料が無駄に支払われているのである。なお、球技場については、市民の用に供することから、今後の在り方を検討し、土地収用法の適用等により、買収すべきである。

おって、当該土地のうち「田」の賃借料について述べるが、1 平方メートル当たり 440 円及び 570 円で

契約を締結している。一般的な賃借料の算定方法に租税公課を基に公租公課倍率法（3～5 倍）が用いられるが、令和 3 年度固定資産の価格等の概要調書（総務省）によれば、奈良市の特定市街化地域農地の田の評価額は、78,085 円/10a であり、1 平方メートル当たり 78 円となる。公租公課倍率法により最大の 5 倍したとしても 390 円となり、不当な借地料が支払われていることになる。一般廃棄物の処分場の面積が届出書では 26,543 m²ですが、奈良阪の土地賃貸契約書では 35,937 m²となっていますが違い分の賃貸は必要か、借地全てについて、正当な借地料を算定し、過大分については、市長及び関係職員に賠償なり適切な措置をとることを要求する。

4 当該土地は、平成 7 年 2 月 21 日付けで「緑地」として都市計画決定され、整備に係る補助金 8,000 万円を国庫から受給しているにもかかわらず、一般廃棄物処分場として使用し続けているのである。当該緑地整備事業については、平成 18 年 1 月 18 日に休止決定して以来 18 年間もの間休止したまま、一般廃棄物処分場として利用しているのである。「休止」の理由については、上述したとおりであり、「奈良阪緑地整備事業をこのまま国庫補助事業として継続することは好ましくないとの判断にたち、…」として、休止されているが、市自身が何らの努力もせず、安易に分別収集等に踏み切った結果招いたことである。理由書に記載のとおり。国庫補助金の返還を含め、都市計画の再検討を指示されたい。なお、国庫補助金を返還することとなれば、上述のとおり、関係市長及び職員が安易に埋立処分あるいは分別事業等を行ったことに由来するものであり、公費負担すべきでないことは明白である。

5 個別外部監査契約に基づく監査の請求

上述したとおり、この措置要求に対し、市の監査委員が別収監査する資格は無いものとする。すなわち、10 数年に亘り、定例監査において指摘もせず、是認してきたものを監査する資格は無いものとする。請求人は、外部監査を要求するものである。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 6 年 9 月 10 日及び同年 10 月 3 日に要件審査を行った結果、法第 242 条第 1 項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第 2 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、措置要求に対し、10 数年にわたり定期監査において指摘をしていないとして、監査委員が本件住民監査請求について監査する資格はないとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めているので、これについて判断する。

監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して監査を行う義務があり、請求人の主張する理由をもって本件住民監査請求の監査が公正に行えないと認めることはできないため、個別外部監査契約に基づく監査を行わないものと決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

令和 6 年度に支出された緊急時一般廃棄物最終処分場（以下「奈良阪処分場」という。）用地、第 6 次一般廃棄物最終処分場の水処理施設用地、第 6 次一般廃棄物最終処分場の水処理施設への進入道路用地、奈良阪球技場用地及び奈良阪球技場駐車場用地（以下「本件土地」という。）の借地料において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かに関し、以下の 3 点を監査対象事項とした。

- (1) 借地料の契約単価について
- (2) 奈良阪処分場の届出書の面積と借地面積の差異について
- (3) 奈良阪処分場の埋立地の使用状況について

なお、緊急時に対応することを目的として設置された奈良阪処分場に平常時の一般廃棄物を搬入しているとして請求があったことについては、法第 242 条第 1 項に規定されている財務会計上の行為のいずれにも該当しないため、住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしなかった。

また、奈良阪緑地整備事業に係る国庫補助金の返還については、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測されるとは言えないため、法第 242 条第 1 項に規定されている住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしなかった。

2 監査対象部局

環境部土地改良清美事務所
市民部スポーツ振興課
総務部財政課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 6 年 10 月 15 日に陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和 6 年 11 月 6 日に環境部、市民部及び総務部の関係職員に対し、陳述の聴取を行った。また、同年 12 月 13 日に環境部及び市民部の関係職員に対し、令和 7 年 1 月 23 日に環境部の関係職員に対し、追加で陳述の聴取を行った。

第 4 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 借地料の契約単価について

ア 本件土地の概要

本件土地は次表のとおり、土地改良清美事務所が所管している土地と、スポーツ振興課が所管している土地があり、奈良阪町地内で隣接している。契約金額は、契約書において覚書で定めることとしているため、契約単価及び総額を記載した覚書を毎年契約相手方と取り交わしている。

【本件土地の概要】

○土地改良清美事務所所管分

契約相手方	用途	当初契約日	契約面積 (㎡)	契約単価 (円)	契約金額 (円)
A	奈良阪処分場	昭和 57 年 7 月 30 日	30,494.140	570	17,381,659
B	奈良阪処分場	昭和 57 年 7 月 30 日	9,381.000	570	5,347,170
C	第 6 次処分場水処理施設	昭和 55 年度	513.000	570	292,410
D	第 6 次処分場水処理施設への進入道路	昭和 55 年度	3,143.255	450	1,414,464
合 計			43,531.395	-	24,435,703

○スポーツ振興課所管分

契約相手方	用途	当初契約日	契約面積 (㎡)	契約単価 (円)	契約金額 (円)
E	奈良阪球技場	昭和 56 年 4 月 1 日	15,542.000	440	6,839,000
F	奈良阪球技場	昭和 56 年 4 月 1 日	7,080.000	440	3,116,000
G	奈良阪球技場駐車場	平成 2 年 4 月 1 日	450.690	566	255,090
合 計			23,072.690	-	10,210,090

イ 本件土地の令和 6 年度における借地料の契約単価の算定根拠について

土地改良清美事務所、スポーツ振興課ともに、令和 6 年度における契約単価の算定根拠資料はなく、前年度と同額で覚書が交わされていた。

ウ 本件土地の過去における借地料の契約単価の算定根拠について

土地改良清美事務所所管分は、平成 16 年度から現在の単価と同額で継続して契約されている。契約書及び覚書の締結起案はおおむね残されていたが、過去の契約単価の算定根拠、交渉記録等はなかった。

スポーツ振興課所管分は、平成 12 年度から現在の単価と同額で継続して契約されている。契約書及び覚書の締結起案は残されており、昭和 59 年度の覚書の締結起案には固定資産税評価額の上昇時に契約単価を増額した記録があったものの、当初の契約単価の算定根拠資料はなかった。また、平成 30 年度以降は交渉状況についての記録があり、毎年の覚書の更新時に買収の意向確認を行っていた。

エ 公租公課倍率法について

公租公課倍率法は、固定資産税と都市計画税の合計に一定の倍率を乗じて借地料を算出する一つの方法で

ある。

公租公課倍率法の取扱いとしては、国土交通省策定の「不動産鑑定評価基準」（平成 26 年 5 月改正）において、不動産の賃料を求める鑑定評価の手法として賃貸事例比較法等が挙げられている中で、公租公課倍率法については明記されていなかった。また、同省の「継続賃料にかかる鑑定評価の方法等の検討」（平成 25 年 3 月）において、「平成 6 年から公的評価の一元化に伴い地価下落時に固定資産税評価額が見直されたことにより、固定資産税評価額が地価動向と異なる変動を示す場合もあることから、公租公課の変動が、必ずしも経済実態を表していないことがあることに留意する必要がある。」、「土地の固定資産税・都市計画税の税額と地価は必ずしも連動していない場合もあるため、留意する必要がある。」との記載があった。

また、裁判においては、「公租公課倍率法は、公租公課に一定の倍率を乗じた額を賃料とする旨の合意がされたとか、公租公課の増減に従い、その率に合わせて賃料が増減されてきたなどの特段の事情がある場合には、一定の合理性はあるものの、そうでない場合には、（中略）相当賃料の算定に当たって公租公課倍率法を重視することは相当ではない」（平成 22 年 10 月 29 日東京地方裁判所判決）と判示された事例があった。

【請求人の計算】

特定市街化区域農地（田）の評価額：78,085 円／10a（令和 3 年度固定資産の価格等の概要調書／総務省）

$$78,085 \text{ 円} \div 1,000 \text{ m}^2 \times 5 \text{ 倍} = 390 \text{ 円} / \text{m}^2$$

【不動産鑑定評価基準（平成 26 年 5 月改正）（抜粋）／国土交通省】

総論

第 7 章

第 2 節

不動産の賃料を求める鑑定評価の手法は、新規賃料にあつては積算法、賃貸事例比較法、収益分析法等があり、継続賃料にあつては差額配分法、利回り法、スライド法、賃貸事例比較法等がある。

【継続賃料にかかる鑑定評価の方法等の検討（平成 25 年 3 月）（抜粋）／国土交通省】

第 3 章 賃貸借の契約内容に係る確認事項

3-3. 賃貸借の契約内容に係る確認事項及び留意点

3-3-1. 継続地代

(1) 確認事項

⑦ 特約その他

ア.（略）

イ. 賃料改定特約の有無及びその内容

（前略）公租公課倍率特約は、借地借家法 11 条に定める「租税その他の公課の増減」としての固定資産税の変動が、賃料増減額の要件となるものであり、これを基準として賃料を定めることはある程度合理的と考えられる。しかし、平成 6 年から公的評価の一元化に伴い地価下落時に固定資産税評価額が見直されたことにより、固定資産税評価額が地価動向と異なる変動を示す場合もあることから、公租公課の変動が、必ずしも経済実態を表していないことがあることに留意する必要がある。

ウ～カ（略）

第 4 章 継続賃料固有の価格形成要因

4-4. 価格形成要因の分析についての留意点

4-4-1. 事情変更に係る要因の分析

(1) 経済的事由に係る要因の変動分析

（前略）賃料を構成する必要諸経費の変動を把握するためには、「公租公課の変動分析」が必要であり、特に家賃においては「公租公課以外の維持管理費等の必要諸経費の分析」も行わなければならないことに留意が必要である。公租公課については、固定資産税路線価の変動や、税率、税制の変化は一般的・地域要因の変動であるが、対象不動産の公租公課額そのものの増減は個別的要因の変動である。土地の固定資産税・都市計画税の税額と地価は必ずしも連動していない場合もあるため、留意する必要がある。（以下略）

【裁判例：平成 22 年 10 月 29 日東京地方裁判所判決（抜粋）】

J 意見は、まず、公租公課倍率法を採用した上、これを賃貸事例比較法とともに最も重視している。し

かし、そもそも公租公課倍率法は、例えば東京都区内の継続賃料（地代）が平均的にみて公租公課の何倍となっているかという観点から相当賃料を求めるものであり、個別の地域の特性や賃貸借契約の経緯等の賃貸借に関する諸事情を捨象した判断手法にすぎないのであって、それ故、不動産鑑定評価基準においても採用されていないものである。したがって、公租公課倍率法は、公租公課に一定の倍率を乗じた額を賃料とする旨の合意がされたとか、公租公課の増減に従い、その率に合わせて賃料が増減されてきたなどの特段の事情がある場合には、一定の合理性はあるものの、そうでない場合には、少なくとも J 意見のように相当賃料の算定に当たって公租公課倍率法を重視することは相当ではないというほかはない。

オ 財政課の照会について

行財政改革の一環として、施設の運営コストの適正化のため、賃借料の算定方法と額の見直しを検討するに当たり、財政課が令和 3 年度に行った、市が借地している土地の契約単価等の照会において、固定資産税路線価等を簡易評価単価とし、0.7 で割り戻した公示価格相当額に行政財産使用料に準じた 4% を乗じて年間賃借料を算定し、その額をもって上限とし、契約金額と比較していた。

令和 3 年度時点で、土地改良清美事務所、スポーツ振興課ともに、本件土地の契約単価は上記の計算方法により得られた額を下回っており、令和 6 年度の数値で再計算した結果も同様であった。なお、本件土地の借地契約に当たり、鑑定評価は取っていないかった。

【財政課の照会において用いた算定方法で計算したもの】

簡易評価単価

所管課	基準とした場所	令和 3 年度	令和 6 年度
土地改良清美事務所	最も近い固定資産税路線価	19,900 円/㎡	19,200 円/㎡
スポーツ振興課	状況類似地区の標準宅地	24,800 円/㎡	24,100 円/㎡

簡易評価単価で計算した年間賃借料(上限)の単価 (単位：円/㎡)

項 目		土地改良清美事務所所管分				スポーツ振興課所管分		
契約相手方		A	B	C	D	E	F	G
年 間 賃 借 料 (上限)の単価	令和 3 年度	1,137	1,137	1,137	1,137	1,417	1,417	1,417
	令和 6 年度	1,097	1,097	1,097	1,097	1,377	1,377	1,377
契約単価		570	570	570	450	440	440	566

【別紙 簡易評価単価・年間賃借料の求め方（抜粋）】令和 3 年 12 月 10 日 財政課照会

借地の 1 ㎡あたりの現在価値を、以下の手順で算定したものを「簡易評価単価」とします。年間賃借料は、簡易評価単価をベースに算定します。（略）

$$\text{年間賃借料}^{\ast 1} = \text{簡易評価単価}^{\ast 2} (\text{円/㎡}) \times \text{面積} (\text{㎡}) \div 0.7^{\ast 3} \times 4\%^{\ast 4}$$

【註】

※1 ここで求めた金額を、年間賃借料の上限とします。利用の状況等に応じた交渉等をつうじて、これより安価で借地している場合は、その金額を維持してください。

※2 簡易評価単価は、賃借料算定の基礎となる価格を簡便な方法で求めたものです。なお、物件の賃借料の算定にあたって、より緻密な手法をとっている（鑑定評価等）場合は、それに従ってください。

※3 全国地価マップに記載されている 1 ㎡あたりの単価は、不動産鑑定士等による鑑定評価価格の 7 割を目途に設定されています。簡易評価単価に面積を乗じたものを、0.7 で除することで、地域の標準的な宅地の鑑定価格を求めています。

※4 奈良市行政財産使用料条例第 4 条（使用料算定基準）に準じています。市が行政財産使用料として徴収する率と、市が借地の際に支払う賃借料の率との均衡を図るべきとの考え方に基づいています。

【奈良市行政財産使用料条例（昭和 49 年奈良市条例第 19 号）（抜粋）】

（使用料の基準となる評価額）

第 2 条 この条例において使用料の基準となる評価額は、市長が定める当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。

（使用料算定基準）

第 4 条 土地又は建物の使用料は、第 2 条の規定により算出した額に、土地については 100 分の 4.4（土地のみの使用で使用期間が 1 月以上のものにあつては 100 分の 4）、建物については 100 分の 7.7 を乗じて得た額とする。

2～4 (略)

カ 本件土地の借地料の参考となる資料について

土地改良清美事務所所管分の固定資産税評価額は一部を除き過去 20 年間変動がなかった。また、参考として土地改良清美事務所に対し近傍地における借地単価が分かる資料の提出を求めたが、本件土地一帯は市街化調整区域であることもあり、事例がないため資料が得られなかった。

スポーツ振興課所管分の固定資産税評価額は過去 20 年間下落傾向にあった。また、参考としてスポーツ振興課に対し近傍地における借地単価が分かる資料の提出を求めたが、前述と同様の状況であった。

(2) 奈良阪処分場の届出書の面積と借地面積の差異について

ア 奈良阪処分場の埋立地について

奈良阪処分場を設置するに当たり、昭和 57 年 6 月に県へ提出された一般廃棄物処理施設設置届出書（以下「届出書」という。）に記載された施設の処理能力の面積は 26,543 m²、埋立容量は 86,940 m³であった。届出書は届出日時点の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 8 条第 1 項に基づくもので、届出書に記載の施設の処理能力とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃掃法施行規則」という。）第 3 条第 1 項第 4 号に「当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。」と規定されている。なお、平成 14 年 4 月に本市が中核市に移行したことに伴い、一般廃棄物最終処分場の設置に係る許可及び届出の手続については、現在本市（廃棄物対策課）が所管している。

奈良阪処分場について、廃棄物対策課によると、令和 6 年度奈良市一般廃棄物処理実施計画にあるとおり、全体の敷地面積は 46,611 m²、埋立地面積は 27,400 m²、埋立容量は 264,403 m³であった。

奈良阪処分場には借地以外にも一部市有地があり、借地面積及び市有地面積の合計 46,726.4 m²を、敷地面積 46,611 m²と比較すると 115.4 m²の差があったが、所管課によると、この差は測量した時点の測量技術による誤差と認識しているとのことであった。

【一般廃棄物処理施設設置届出書（抜粋）】昭和 57 年 6 月 20 日 奈良県知事宛

施設の種類	一般廃棄物最終処分場（緊急時）		
施設の処理能力	26,543 m ²	86,940 m ³	t/日, (kl/日)

○届出書の届出日（昭和 57 年 6 月 20 日）時点の関係法令

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

（一般廃棄物処理施設）

第 8 条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（厚生省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長とする。第 11 条第 1 項及び第 3 項並びに第 20 条第 2 項を除き、以下同じ。）に届け出なければならない。（以下略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）】

（一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第 3 条 法第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を設置しようとする施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下同じ。）に提出して行うものとする。

1～3 (略)

4 処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）

5～9 (略)

2 (略)

【奈良阪処分場敷地の借地及び市有地面積の合計】

借地/市有地	契約相手方	面積(m ²)	備 考
借 地	A	30,494.140	実測面積
借 地	B	9,381.000	公簿面積
市有地		6,851.260	実測面積
合 計		46,726.400	

【令和 6 年度 奈良市一般廃棄物処理実施計画（抜粋）】

(6) 最終処分計画

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町 1325 番地他
敷地面積	46,611 m ²
埋立面積	27,400 m ²
埋立容量	264,403 m ³

※一般廃棄物最終処分場の設置根拠となる一般廃棄物処理実施計画を定めることが廃掃法に規定

○監査請求日（令和 6 年 8 月 29 日）時点の関係法令

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

（一般廃棄物処理計画）

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

1～4 （略）

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3～4 （略）

（市町村の処理等）

第 6 条の 2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

2～7 （略）

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

第 9 条の 3 市町村は、第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2～12 （略）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第 24 条の 2 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2～3 （略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）（抜粋）】

（政令で定める市の長による事務の処理）

第 27 条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

1～11 （略）

2 （略）

イ 奈良阪処分場の埋立地以外の借地について

① 水処理施設及び水路について

奈良阪処分場の借地については、埋立地として使用されていない土地があり、この土地には、水処理施設及び水路が存在している。

一般廃棄物最終処分場における水処理施設は、廃掃法第 8 条の 3 の一般廃棄物処理施設の維持管理として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条第 3 号ロに「一般廃棄物（中略）の埋立処分を行う場合には、埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。」、また、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府、厚生省令第 1 号。以下「基準

省令」という。)第1条第2項に維持管理及び検査の内容が規定されている。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

(一般廃棄物処理施設の維持管理等)

第8条の3 第8条第1項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画(中略)に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 (略)

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）】

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

1～2 (略)

3 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、第1号イ(ワに規定する場合にあつては、(1)を除く。)及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ (略)

ロ 一般廃棄物(ヌ(2)に規定する水銀処理物を除く。)の埋立処分を行う場合には、埋立処分の場所(以下「埋立地」という。)からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

ハ～ワ (略)

4 (略)

【一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（抜粋）】

水質管理及び検査、最終処分場の廃止に係るもの

(一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)

第1条 (略)

2 法第8条の3第1項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

1～8 (略)

9 前項第5号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次により行うこと。

イ 埋立処分開始前に別表第2の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。)の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回(イただし書に規定する最終処分場にあつては、6月に1回)以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。

ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。

ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。

11 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

12～13 (略)

14 前項第 5 号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。

イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。

ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。

(1) 排水基準等に係る項目 ((2)に規定する項目を除く。)について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。

(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量 (別表第一の備考 4 に規定する場合に限る。)について 1 月に 1 回 (埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1 年に 1 回) 以上測定し、かつ、記録すること。

14 の 2 前項第 5 号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

15～20 (略)

3 (略)

② 緩衝帯について

奈良阪処分場の埋立地として使用されていない土地には、①のほかに、粉塵等の周辺環境への拡散防止のための緩衝帯が存在していた。また、所管課によると埋立地の覆いの損壊を防止するため、埋立地周辺の法面の管理に必要な土地があるとのことであった。

緩衝帯については、廃掃法第 8 条の 3 に定める一般廃棄物処理施設の維持管理等として、基準省令第 1 条第 2 項第 1 号に「埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。」、同項第 2 号に「最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。」と規定されているものの、設置及び規模等の具体的な定めはない。

【一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (抜粋)】
周辺環境への拡散防止に係るもの

(一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)

第 1 条 (略)

2 法第 8 条の 3 第 1 項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。

2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

3～20 (略)

3 (略)

(3) 奈良阪処分場の埋立地の使用状況について

奈良阪処分場の残余容量については、平成 11 年度及び平成 12 年度に一時的に埋め立てたプラスチックゴミを平成 12 年度から平成 15 年度にかけて掘り起こして場外へ搬出しリサイクルしており、令和 6 年度開始時点における残余容量は 9,660 m³で、環境省の令和 6 年度一般廃棄物処理事業実態調査において、残余容量 9,660 m³として報告 (令和 6 年 10 月 8 日) を行っていた。現在、埋立地の一部のエリアにおいて、町内清掃で発生する草木及び土砂を搬入し、分別作業に使用している。

埋立地には、廃掃法等の関連法規に様々な規定があり、廃掃法第 8 条の 3 に「第 8 条第 1 項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準 (中略) に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。」とあり、基準省令第 1 条第 2 項では埋立地について覆土の維持や定期検査等が必要とされている。また、廃掃法第 9 条第 5 項においては、一般廃棄物最終処分場の維持管理を終え借地を返還するに当たって、基準省令第 1 条第 3 項に掲げる最終処分場の廃止に係る基準 (以下「廃止基準」という。) の全てを満たすことが必要とされている。具体例として、基準省令第 1 条第 3 項第 6 号に「保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、イ及びロに掲げる項目についてそれぞれイ及びロに掲げる頻度で 2 年 (中略) 以上にわたり行われた水質検査の結果、全ての項目について排水基準等に適合していると認められること。」と定められている。

これらの規定に関する奈良阪処分場における状況については、新たに搬入していない土地についても、奈良阪処分場として廃止しない限りは維持管理が必要であるため、埋立地全体を借地している。また、現在、廃棄物の搬入を継続している上、奈良阪処分場から浸出する水処理施設で浄化処理前の原水（以下「原水」という。）が基準省令第 1 条第 3 項第 6 号に規定する排水基準の一部の項目において規定値を上回っていた。

加えて、奈良阪処分場は、奈良市災害廃棄物処理計画において災害廃棄物の二次仮置場として設定されている。これらのほかに環境清美工場の停止時において廃棄物の一時的な保管場所として使用した実績もあり、所管課によると、今後も緊急時の廃棄物の一時的な保管場所として必要であるとのことであった。

【令和 6 年度 一般廃棄物処理事業実態調査施設整備状況調査票（抜粋）】

最終処分場〔都道府県、市区町村、一部事務組合、広域連合設置施設用〕

(2) 処理実績

調査対象年度の埋立量（容積）（覆土を含む）	528	m ³ /年
調査対象年度の埋立量（重量）（覆土を含まない）	422	t/年
残余容量	9,660	m ³

【奈良阪処分場の残余容量について】

内 容	容 量	根 拠 資 料
埋 立 容 量	264,403 m ³	奈良市一般廃棄物処理実施計画
累計埋立量	△ 276,663 m ³	一般廃棄物埋立量集計表
掘起し総量	+ 21,920 m ³	平成 12～15 年度奈良リニューアル掘り起こし作業実績
残 余 容 量	9,660 m ³	一般廃棄物処理事業実態調査

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

（変更の許可等）

第 9 条 （略）

2～4 （略）

5 第 8 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

6～7 （略）

【一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（抜粋）】

埋立地の維持管理に係るもの

（一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）

第 1 条 （略）

2 法第 8 条の 3 第 1 項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。
- 2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。
- 4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

5～6 （略）

7 前項第 4 号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

8 （略）

9 前項第 5 号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

10～14 の 2 （略）

15 前項第 6 号の規定により設けられた開渠^{きようきょ}その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠^{きようきょ}に堆積した土砂等の速やかな除去その他の

必要な措置を講ずること。

16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。

17 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号、次条第 2 項第 4 号及び第 2 条第 2 項第 1 号ニにおいて同じ。）は、厚さがおおむね 50 センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第 5 号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ (1) (イ) から (ハ) までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。

18 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

19～20 (略)

3 法第 9 条第 5 項（法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

1 最終処分場が、第 1 項（第 1 号、第 2 号並びに第 5 号ホ及びヘを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。

2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。

3 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。

4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。

5 前項第 10 号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。

イ 前項第 10 号ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第 2 下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。

ロ 前項第 10 号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第 2 下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。

6 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、イ及びロに掲げる項目についてそれぞれイ及びロに掲げる頻度で 2 年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の 2 年）以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、第 1 項第 5 号ニただし書に規定する埋立地については、この限りでない。

イ 排水基準等に係る項目（ロに掲げる項目を除く。）6 月に 1 回以上

ロ 前項第 14 号ハ(2)に規定する項目 3 月に 1 回以上

7 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が 2 年以上にわたり認められないこと。

8 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。

9 前項第 17 号に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。

10 前項第 17 号ただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。

11 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。

12 基準適合水銀処理物が埋め立てられている場合にあつては当該基準適合水銀処理物に雨水が浸入しないように必要な措置が講じられていること。

【水質検査の分析結果一覧表（緊急時一般廃棄物最終処分場）（抜粋）】

日付	排水基準	R6. 10. 4	R6. 7. 5	R6. 4. 24	R6. 1. 16	R5. 10. 24	R5. 7. 11	R5. 4. 24
項目		原水	原水	原水	原水	原水	原水	原水
COD	90 mg/L	16mg/L	15mg/L	20mg/L	130 mg/L	15 mg/L	120 mg/L	18 mg/L
SS	60 mg/L	6mg/L	12mg/L	20mg/L	1,900 mg/L	7.5 mg/L	2,600 mg/L	36 mg/L

※全 47 項目のうち数値が排水基準を超えた 2 項目を抜粋、下線部が排水基準を超えた部分

※原水とは水処理施設での浄化処理前の水。3 か月に 1 回検査を行っている。

※COD (Chemical Oxygen Demand/化学的酸素要求量) は化学薬品による分解で水中の汚れの量を分析したもの、SS (Suspended Solid/浮遊物質) は水中のろ紙を通さない物質の量を測ったもの

【奈良市災害廃棄物処理計画 (令和 6 年 3 月改訂) (抜粋)】

第 3 章 災害廃棄物処理対策

6 仮置場

災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するためには、集積・分別・保管等のための一時的な仮置場の設置が必要となります。

(中略) 仮置場は、時期と分別・保管の目的に応じ、市民仮置場、一次仮置場、二次仮置場をそれぞれ活用します。

仮置場の種類別用途を表 3-2-5、仮置場のレイアウト例を図 3-2-3～4 に示します。

(1) 仮置場の種類

仮置場は、用途により下表のように 3 種類に分類します。

表 3-2-5 仮置場の種類別用途

名 称	設置時期	閉鎖時期	役割	災害規模	想定
二次仮置場	災害応急対応時～災害復旧・復興時	災害廃棄物の処理がすべて終わるまで継続	一次仮置場の災害廃棄物を搬入・選別し、中間処理・最終処理を行うまでの間、保管する拠点施設であり、仮設の破碎施設等を設置する場合があります	特大	最終処分場

第 5 章 資料編

資料 1 本市の廃棄物処理施設

本市の廃棄物処理施設の設置状況を示します。

最終処分場

③緊急時一般廃棄物最終処分場

○敷地面積 : 46,611 m²

○埋立地面積 : 27,400 m²

○埋立容量 : 264,403 m³

○竣工 : 昭和 63 年 5 月 (処理施設)

○場所 : 奈良市奈良阪町 1346 番地外

○処理方式 : (生物学的処理) 接触酸化+凝集沈殿+塩素滅菌

○規模 : 60 m³/日

3 監査委員の判断

(1) 借地料の契約単価について

請求人は本件土地における借地料の契約単価が、公租公課倍率法により算出した単価よりも高いため不当である旨主張しているため、このことについて判断する。

請求人の主張する公租公課倍率法に基づく借地料の算定については、事実関係(1)エのとおり、国土交通省において、公租公課と地価は必ずしも連動しないことに留意する必要がある旨指摘されていること、不動産の賃料を求める鑑定評価の手法としても公租公課倍率法は採用されていないことから、一般的に継続賃料の判断に用いられるものではないと考える。また、裁判においても、特段の事情がある場合以外は重視することは相当ではないと判示されており、借地料の算定における公租公課倍率法の採用は極めて限定的なものであると解される。

本件土地においては、事実関係(1)イ及びウのとおり、土地改良清美事務所、スポーツ振興課ともに、公租公課から契約単価を定めることを明記した契約ではなく、公租公課倍率法を用いる特段の事情に該当するものではなかった。

これらのことから、公租公課倍率法で算定した金額をもって、本件土地の借地料の算定が違法又は不当であるかの判断をすることは相当ではないと考える。

また、土地改良清美事務所、スポーツ振興課ともに、令和 6 年度における契約単価について、事実関係(1)イのとおり、前年度の覚書と同額で決定しており、算定根拠資料がなかった。このため、踏襲している過去分に遡って確認したところ、事実関係(1)ウのとおり、両課とも、当初契約単価の算定根拠資料を確認することができ

なかった。

このため、各課の起案等からは令和 6 年度契約単価の妥当性を判断することができなかった。

しかし、事実関係(1)オのとおり、土地改良清美事務所、スポーツ振興課ともに、財政課の照会において得られた額と比べ、契約金額が下回っていることを確認しており、令和 6 年度の数値により再計算した結果も同様であった。この照会は、行財政改革の一環として運営コストの適正化の観点から行われたものであり借地料の単価を確定することはできないものの、一定の検証は行われていたものと言える。

よって、本件土地における借地料の契約単価について、公租公課倍率法により算出された額より高いことのみをもって判断することはできず、また、一定の検証が行われていたことから、直ちに不適正であると認めることはできないものと判断する。

(2) 奈良阪処分場の届出書の面積と借地面積の差異について

請求人は届出書に記載の面積と借地面積に差異があり、不要な土地を借りているのではないかという旨主張しているので、このことについて判断する。

届出書に記載の面積は、事実関係(2)アのとおり、一般廃棄物最終処分場のうち水処理施設や緩衝帯といった周辺施設を含んでいない、埋立地のみの面積であった。また、周辺施設分を加味したとしても届出書に記載の面積には一部市有地が含まれていた。これらのことから、届出書の面積と借地面積とに差が生じることは自然なことである。加えて、敷地全体の面積としても、届出上の敷地面積 46,611 m²と市有地及び借地面積の合計 46,726.4 m²の差については、測量誤差と捉えられるものであった。

その上で、埋立地以外の奈良阪処分場における土地が必要な借地であるか考察すると、水処理施設については、事実関係(2)イ①のとおり、廃掃法により規定された最終処分場における維持管理に必須のものである。

緩衝帯については、事実関係(2)イ②のとおり、粉塵等の周辺環境への拡散防止に関し何らかの措置を講じるよう廃掃法に規定されているものの、どの位置にどの程度設けるかなどの具体的な定めはないため、設置については自治体の裁量によるところとなっている。

航空写真、地形図及び地番図を照らし合わせたところ、埋立地以外の敷地は主に埋立地の北部と南部に存在し、埋立地の北側は、境界線付近に水処理施設があること、また、埋立地から民間の田畑や住宅地に面しており民有地までの粉塵等の拡散防止の機能を持たせていることが見てとれた。さらに、埋立地の南側には、埋立地周辺の法面の管理にも必要な土地があるとのことであり、これら所管課の説明と各種図面等とを照らし合わせた結果、特段不合理な点は見受けられなかった。

よって、奈良阪処分場の届出書の面積と借地面積の差異について、理由が認められるものであると判断する。

(3) 奈良阪処分場の埋立地の使用状況について

請求人は、当該契約が当該事業が終了するまでとされているため、埋立容量が平成 22 年に満杯となった時点で賃借期間は満了することとなり、それ以降は賃借する理由がない旨主張している。このことについて、埋立地以外の奈良阪処分場における借地については監査委員の判断(2)で述べたところであるため、ここでは埋立地のうち使用されていない借地がないか判断する。

まず、奈良阪処分場の残余容量については、事実関係(3)のとおり、平成 12 年度から平成 15 年度にかけてプラスチックゴミを搬出したことにより、令和 6 年度開始時点において 9,660 m³であるため、廃棄物を搬入できない状況ではなく、現在も埋立地の一部において廃棄物の搬入を継続している。

次に、新たに廃棄物の搬入がされていない、上記一部以外の埋立地については、事実関係(3)のとおり、一部でも埋立地として使用している限りは埋立地全体として覆土等の点検及び維持管理をする必要があること、原水において排水基準の規定値を上回る項目が一部あり廃止基準を満たしていないことから、維持管理を終了し、土地を返還できる状況ではなかった。

加えて、奈良阪処分場は、奈良市災害廃棄物処理計画において災害廃棄物の仮置場として設定されている上、環境清美工場の停止時に廃棄物の一時保管場所として使用されたこともあり、今後も緊急時の廃棄物の一時的な保管場所としても必要な状況であった。

よって、奈良阪処分場の埋立地の使用状況について、残余容量があるため搬入が可能で現に使用しており、また、廃棄物の搬入以外にも廃掃法に基づく維持管理に必要であるため、埋立地として賃借する理由が認められるものであると判断する。

以上、(1)、(2)及び(3)のように、本件土地の借地料において、違法又は不当な公金の支出に当たる点は見受けられなかったことから、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

第 5 意見

以上のように、本件住民監査請求については棄却の決定をしたが、市長に対し以下のとおり意見を述べることにする。

- (1) 奈良阪処分場用地については、引き続き借地が必要な状況であることがわかった。また、今回は監査対象事項とはならなかったが、当該土地を緑地として整備する都市計画がある中で、処分場としての使用が長引くことから現在事業を休止している状況であることが見受けられた。

土地を長期間にわたり使用する必要があるのであれば、借地し続けるよりも買収した方が費用を抑えられる可能性があるため、買収も含め、奈良阪処分場用地の必要性和今後の利用方針について検討されたい。

- (2) 奈良阪球技場用地においては、事実関係(1)ウのとおり、固定資産税評価額の上昇時には契約単価を増額した記録があったが、固定資産税評価額が下落している中においては、契約単価の変動がなかった。

したがって、その点も考慮した上で、減額交渉に努められたい。

- (3) 今回の監査において、土地改良清美事務所、スポーツ振興課とも当初の借地料の契約単価の決定に係る資料がなかった。また、交渉過程を確認できる資料は十分残されていなかった。

これらのことから、今後、市において新たな借地契約を行う場合には契約単価及び借地面積の根拠を起案に記録し、また、契約相手方との交渉記録については契約継続中の案件も含め、適切に作成した上で、契約が続く限り関連文書を適切に保存するなど説明責任を果たされたい。

(令和 7 年 3 月 3 日掲示済)

奈良市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 3 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出
奈 監 第 1 4 5 号
令 和 7 年 2 月 2 8 日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 12 月 4 日に提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

住民監査請求ができるのは、法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実であるところ、本請求書に記載されている請求の要旨のうち、住民監査請求ができる事項に該当する部分の要旨について、次のとおりと解した。

奈良市職員措置請求書

奈良市内の町内清掃から発生するごみの分別作業について、長年民間委託されてきたが、今年度から市の自営にて行うこととされた。

担当係長、課長、次長、部長がリサイクル事業を直営にされた。

費用対効果を検討してみると、市の自営の場合 1 トン当たり概算で 58,100 円が掛かっている。前年度まで委託していた事業者への委託料は 1 トン当たり 18,000 円であり、その差は税金の無駄遣いであり、市に損害を与

えている。また、市の自営での分別処理は奈良市「循環型社会形成推進地域計画」を無視したものであり、不当である。

来年度の事業実施に向けて、再度、費用対効果等を十分検討し、事業の執行を行うよう指示されたい。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 6 年 12 月 25 日に要件審査を行った結果、法第 242 条第 1 項に規定する要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

町内清掃ごみの分別作業（以下「草木類処理業務」という。）に係る令和 6 年度の支出に関して、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

環境部廃棄物対策課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、法第 242 条第 7 項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため陳述の聴取を行わなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和 7 年 1 月 23 日に環境部の関係職員に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 市の直営における草木類処理業務の内容

市の直営における草木類処理業務は、町内清掃ごみを「草」、「枝木」、「その他のごみ」に分別し、「草」は給食残さ等の堆肥化事業に活用するため環境清美工場に搬入、「枝木」はバイオマス発電燃料として事業者へ売却、「その他のごみ」は焼却処分のため環境清美工場に搬入する業務である。

(2) 民間委託における草木類処理業務の内容

令和 5 年度までの民間委託における草木類処理業務は、町内清掃ごみから「草及び枝木」を選別し、委託事業者の処分場へ搬入しチップ化後、腐葉土化又は燃料化処理を行う業務であった。なお、「その他のごみ」については、委託内容に含まれていなかった。

【令和 5 年度 草木類処理業務委託 仕様書（抜粋）】 民間委託時の仕様書

第 2 章

第 1 節 委託業務概要

(1) 選別、運搬、処分する場合の業務概要

奈良市が町内清掃等により発生したごみを指定の選別場所へ搬入し、このごみから草木類を選別し、奈良市の環境清美工場で計量した上で受注者の処分場へ運搬し、チップ化処理を行う。

① 作業に必要な機材等は受注者において全て準備する。

② 委託料の積算根拠となる委託処理量は、選別後の草木類を奈良市環境清美工場で計量した量とする。また、その際は、奈良市環境清美工場職員の確認を受けることとする。

③ 奈良市の指定する場所（別紙「指定エリア」参照）において、町内清掃等のごみから草木類を選別し、選別後の残さ物の処分については、奈良市の指示に従うこと。なお、奈良市の指定する場所以外に立ち入らないこと。

④ ③の選別は、祝日を除く、毎週月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に行うこととする。

⑤ ③により選別された草木類については、毎週月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までの間に、奈良市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可車両へ積み込み、受注者の処分場まで運搬する。

⑥ ⑤で処分場に運搬された草木類については、すみやかに細かく裁断するチップ化を行い、腐葉土又は燃料化処理を行うこととする。

⑦ ⑥で腐葉土化したものは、希望する市民を対象に受注者が配布することとする。

(2) 運搬、処分する場合の業務概要

奈良市から発生した草木類について、受注者が受注者の処分場へ運搬し、チップ化処理を行う。

- ① 作業に必要な機材等は受注者において全て準備する。
- ② 委託料の積算根拠となる委託処理量は、受注者が草木類を処分場へ搬入する前に、奈良市環境清美工場もしくは、奈良市衛生浄化センターにて草木類を計量した量とする。また、その際は、計量した施設の職員の確認を受けることとする。
- ③ 運搬の際に使用する車両は、奈良市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可車両のみとする。
- ④ ③で処分場に運搬された草木類については、すみやかに細かく裁断するチップ化を行い、腐葉土又は燃料化処理を行うこととする。
- ⑤ ④で腐葉土化したものは、希望する市民を対象に受注者が配布することとする。

(3) 処分のみする場合の業務概要

発注者が草木類を直接受注者の処分場へ運搬し、受注者はチップ化処理を行う。

- ① 作業に必要な機材等は受注者において全て準備する。
- ② 発注者は処分場へ草木類を搬入する前に、奈良市環境清美工場もしくは、奈良市衛生浄化センターにて計量することとし、この重量を委託料の積算根拠となる委託処理量とする。
- ③ 処分場に運搬された草木類については、すみやかに細かく裁断するチップ化を行い、腐葉土又は燃料化処理を行うこととする。
- ④ ③で腐葉土化したものは、希望する市民を対象に受注者が配布することとする。

(3) 循環型社会形成推進地域計画について

循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）とは、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に沿って、3R 推進のための目標と、それを実現するために必要な取組・事業等について、総合的に記載・作成されるものである。

地域計画の作成については、法律上に規定はなく、循環型社会形成推進交付金の交付要綱に定められているものである。なお、草木類処理業務は、交付金の交付対象事業ではない。

令和 6 年度当初の地域計画における「剪定枝木・草類の処理事業の実施」の項目に「一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者の組合の草木処分場を活用し、町内清掃時に排出される剪定草木類のチップ化・堆肥化等を行う。また、市内事業所等で発生する剪定草木類も、処分業者での処理ルートを活用を排出事業所及び収集事業者に促す取り組みを進める。」と記載されている。この解釈について、所管課によると、草木類処理業務を民間委託する場合においては、委託先を一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者とし、分別作業を終えた後の最終工程である腐葉土化作業において処分業者の組合の草木処分場を活用するという趣旨であり、草木類処理業務を市の直営で行うことを否定するものではないとの見解が示された。

【循環型社会形成推進地域計画（抜粋）／奈良市】令和 4 年 12 月 14 日変更

3. 施策の内容

(5) その他の施策

その他、構成地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

① 剪定枝木・草類の処理事業の実施

一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者の組合の草木処分場を活用し、町内清掃時に排出される剪定草木類のチップ化・堆肥化等を行う。また、市内事業所等で発生する剪定草木類も、処分業者での処理ルートを活用を排出事業所及び収集事業者に促す取り組みを進める。

②～⑥（略）

※作業内容が変わり不要になったため、令和 6 年 11 月 25 日に下線部分を削除している。

【循環型社会形成推進地域計画について（抜粋）／内閣府】

地域計画は、市町村等により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 2 に規定する基本方針に沿って、3R 推進のための目標と、それを実現するために必要な取組・事業等について、総合的に記載・作成されるもの。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 2 に規定する基本方針の名称は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

【循環型社会形成推進交付金交付要綱（抜粋）／環境省】

第2 定義

1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために（中略）、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施（中略）に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。（以下略）

2～3（略）

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業（別表1の第18項に掲げる事業を除く）を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、都道府県知事の確認を受けた上で環境大臣に提出しなければならない。（以下略）

(1) 計画の基本的な事項

ア～カ（略）

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

(3) 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

(4) 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）

(5) 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）

(6) 関連するその他の施策

(7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(8) 計画のフォローアップと事後評価

2～3（略）

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。

2.（略）

3 監査委員の判断

請求人は、奈良市内の町内清掃から発生するごみの分別作業について、今年度から市の自営にて行うこととされ、費用対効果が悪く、市に損害を与えている旨主張しているため、このことについて判断する。

市の直営における草木類処理業務と民間委託における草木類処理業務は、同じ町内清掃ごみを対象とする業務ではあるものの、事実関係(1)のとおり、作業内容が異なることから、費用対効果を比較できるものではなかった。

したがって、市の直営における草木類処理業務に係る支払が不当であるとは言えないと判断する。

また、請求人は、市の自営での草木類処理業務は地域計画を無視したものであり、不当である旨主張しているため、このことについて判断する。

事実関係(3)のとおり、請求人は地域計画における「一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者の組合の草木処分場を活用」という記載部分をもとに市直営の草木類処理業務が不当であると主張しているものと思料される。しかし、このことについては、草木類処理業務を民間委託する場合には、腐葉土化作業を行う際に許可業者の処分場を活用するという趣旨であり、草木類処理業務そのものを市の直営で行うことを否定したものではなかった。

したがって、草木類処理業務を市の直営としたことは、地域計画に反しているとは言えず、市の裁量の範囲において行われたことであるため不当であるとは言えないと判断する。

これらのことから、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

（令和7年3月3日掲示済）

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和7年3月7日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出
 奈 監 第 149 号
 令和 7 年 3 月 6 日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 11 月 21 日に提出のあった奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

住民監査請求ができるのは、法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実であるところ、本請求書に記載されている請求の要旨のうち、住民監査請求ができる事項に該当する部分の要旨については、次のとおりと解した。

奈良市職員措置請求書

【請求の要旨】

環境清美工場焼却施設大規模改修工事（以下「本改修工事」という。）を施工するとして、令和 5 年 12 月 6 日に入札を執行し、日立造船株式会社（以下「日立造船」という。）が落札した案件

- 大規模改修工事の要否を確認するために必要な、第三者の専門家による精密機能検査が実施されておらず、大規模改修工事を必要とする判断基準が存在しない。
- 入札用の機器図は、フローシート 1 枚であり、日立造船以外の事業者は見積りが不可能
- 本改修工事の内容が仕様書に不記載、かつ、不明であり、日立造船以外の事業者が参入できない。
- 設計書は日立造船から徴取した見積書を転載したもので、公平な積算根拠が全く存在しない。
- 環境省が指導する「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」の基準に準拠しておらず、その内容が不明朗で検証が不可能
- 本改修工事後約 10 年の稼働期日としているが、公害調停の調停条項第 1 条 2 項から 5 項に違反している。
- 調停条項第 9 条において「移転までの間、万一本件施設において相当規模の設備及び焼却方法の変更などを行おうとするときは、その都度、移転建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、説明し、その意見を求めて適正な手続きにより実施する。」となっているが、委員会に諮られた記録が存在しないうえ、委員会の委員は利害関係にあり、任期が 2 年であるため、公平性が全く担保されない。
- 公害調停申請人の会において、本改修工事に関する賛否の議論を行った記録がない。したがって、公害調停申請人の会が本改修工事に同意していない。
- 入札期間中に日立造船からダイオキシン類削減対策工事として施工された機器重量が、建物の耐荷重を超過しているとの報告書の提出を受けたが、市長はこの報告書を第三者の専門家に検証を依頼しておらず、その信憑性に疑義がある。また、同時にダイオキシン類削減装置の荷重と建物の強度との関係について、環境部から日立造船に調査依頼した経緯が不明であり、日立造船のみが、相当早い時期から本改修工事に着手していたことを証明している。
- 市長は、日立造船から荷重超過の計算書を受領後入札を 5 日間延期したが、当該計算書を受領した後、入札条件の対策を示しておらず、その目的が不明である。少なくとも当該計算書に基づいて補強要となった場合は見積可能な資料の提示が不可欠である。本計算書は日立造船以外の応札者には理解不可能であり、対策を検討する時間を与えない状況である。
- 本改修工事の要否について、必要な手順が履行されていないうえ、入札前に日立造船 1 社との打合せで、

本改修工事の内容と価格を決定するなど不正であることが証明されており、本契約は無効である。

○ 本改修工事は、既設炉の構造が簡易であるため、廃棄物処理施設を建設する業者であれば、いずれの業者でも対応可能であるが、見積りに必要な資料が提示されておらず、公平な一般競争入札となっていない。

○ 簡易な構造の焼却炉の本改修工事の内容と、当該工事の予算額約 140 億円が合致しないうえ、設計書に記載の金額は日立造船の見積書を転記したのみで、明らかに建替えを意図したものである。また表向きは一般競争入札としているが、実態は建替えを隠蔽するために他社の入札参加を阻止しており、入札者は 1 社のみで一般競争入札を装った随意契約が明らかであり契約は無効である。しかも、入札段階で日立造船は工程表まで準備している。

【結語】

本契約は地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項に違反しており、無効である。また、一般競争入札としているが、日立造船以外のメーカーが応札不可能な状況とし、1 社の入札としているため、落札率が 99.98%と社会通念上考えられない高い比率で落札している。

上記から本件は入札を装った随意契約であり、入札談合にあるため契約は無効である。

【職員の指定】

奈良市長

【市が被った、あるいは被ることが予想される損害の内容】

- ・環境清美工場焼却施設大規模改修工事費用として計上されている予算金額の全額（140 億円）
- ・同上工事期間中に発生する奈良市一般廃棄物の処分費用

【市が被った、あるいは被ることが予想される損害を補填、あるいは防止するための措置の内容】

- ・公平公正な第三者で専門技術士を擁するコンサルタントによる、環境清美工場焼却施設の精密機能検査を実施する。
- ・大規模改修工事を要する場合は、地元住民及び関係者の同意を得る。
- ・大規模改修工事を要する場合は、10 社以上の指名競争入札とする。
- ・大規模改修工事を要する場合は、公平公正な第三者で専門技術士を擁するコンサルタントに施工監理を委託する。
- ・大規模改修工事を要する場合は、毎月工事内容を工事写真付で奈良市ホームページで公表する。

2 事実証明書

- (資料 1) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事 施工範囲図
- (資料 2) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事 仕様書
- (資料 2-1) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事 特記仕様書
- (資料 3) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事 現場説明書
- (資料 4) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事 設計書
- (資料 4-1) 直流電源装置更新に係る日立造船株式会社の見積書
- (資料 5) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事に係る日立造船株式会社の見積書
- (資料 6) 奈良県平成 15 年（調）第 1 号 奈良市一般廃棄物焼却処理施設に係る調停事件の経緯及び調停条項
- (資料 7) WEB NEWS「奈良市のゴミ焼却場 早期移転を求め市民の団体が申し入れ」
- (資料 8) クリーンセンター建設計画策定委員会委員名簿（令和 6 年 7 月 31 日現在）
- (資料 9) 環境清美工場既存建物の建屋構造確認に係る通知（日立造船株式会社発令和 5 年 11 月 17 日付け）
- (資料 9-1) 環境清美工場既存建物の建屋構造確認に係る通知について（日立造船株式会社発令和 5 年 11 月 22 日付け）、環境清美工場台盤重量の算定根拠について（同発令和 5 年 11 月 27 日付け）及びダイオキシン削減対策工事図面・構造計算書相違点について（同発令和 5 年 11 月 29 日付け）
- (資料 9-2) 環境清美工場焼却施設ダイオキシン削減対策工事の瑕疵対応に関する覚書（奈良市と日立造船株式会社）
- (資料 10) 環境清美工場焼却施設ダイオキシン削減対策工事に係る建屋構造確認について（三機工業株式会社発令和 5 年 12 月 4 日付け）
- (資料 10-1) 環境清美工場焼却施設ダイオキシン削減対策工事の瑕疵に関する覚書（奈良市と三機工業株式会社）

- (資料 11) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事工事費内訳書
- (資料 12) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事開札録
- (資料 13) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事工程表
- (資料 14) 環境清美工場焼却施設プラント図面
- (資料 15) 環境清美工場焼却施設ダイオキシン削減対策工事全体配置図及び動線計画図
- (資料 15-1) 環境清美工場活性コークス排ガス処理移動床式吸着塔図面
- (資料 16) 環境清美工場ダイオキシン削減対策工事 建物及び焼却炉断面図
- (資料 17) WEB NEWS「奈良市環境清美工場を市議会環境委員会が視察 炉の停止受け」
- (参 1) 環境清美工場焼却施設大規模改修工事ほか 6 件に係る一般競争入札について (起案)
- (参 2) 一般競争入札開札日変更公告
- (参 3) 新クリーンセンターの七条地区への建設に反対する請願書 (市民環境委員会付託)
- (参 4) 環境清美工場測定地点位置図及び測定結果
- (参 5) 環境清美工場 3 号炉燃焼火格子補修図 (参考図)

3 請求の受理等

本件住民監査請求は、令和 6 年 12 月 24 日に要件審査を行った結果、法第 242 条第 1 項に規定する要件を満たしているものと認め、これを受理した。

また、請求人は、今後、市が被ることが予想される損害として、環境清美工場焼却施設大規模改修工事 (以下「本件工事」という。) の費用として計上されている予算金額の全額及び本件工事実施期間中に発生する一般廃棄物の処分費用を挙げている。このため、要件審査と併せて同条第 4 項に基づく暫定的停止勧告を行うかどうか協議した結果、同項に規定する要件を満たしていないものと判断した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件工事において、次の 2 点を着眼点として違法又は不当な契約の締結又は公金の支出があったか否かを監査対象事項とした。

着眼点(1) 本件工事を実施する必要性があったか否か

着眼点(2) 本件工事に係る入札 (以下「本件入札」という。) の手続が適正に実施されたか否か

なお、本件住民監査請求の要旨は第 1 の 1 のとおりと解したところであるが、その後の協議の結果、公害調停に反するなどとして請求のあった事項については、法第 242 条第 1 項の規定のいずれにも該当しないと判断し、監査対象事項としなかった。

※ 本監査結果通知に記載のある固有の法人名は、本件住民監査請求における財務会計上の行為が行われた時点での名称を使用している。

2 監査対象部局

環境部環境清美工場及び工場整備課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 7 年 1 月 24 日に陳述の聴取を行った。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和 7 年 1 月 24 日に環境部の関係職員に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 着眼点(1) 本件工事を実施する必要性があったか否か

【事実関係】

(1) 本件工事を実施するに至る経緯について

本件工事を実施するに至る経緯が、おおむね次のようなものであったことを確認した。

【本件工事に至る経緯】

昭和 57 年 3 月

環境清美工場 1 号炉竣工

昭和 60 年 8 月	同 2～4 号炉竣工
平成元年 3 月	同破碎処理施設竣工
平成 14 年 3 月	ダイオキシン削減対策工事完了
平成 18 年 2 月	第 1 回奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（現奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会）開催 以降、計 68 回の委員会が開催され、現在も審議継続中
令和 3 年 6 月～12 月	ごみ焼却施設プラント調査を実施 （調査項目については、事実関係(5)に記載）
令和 3 年 8 月～9 月	・高濃度ダイオキシン類が検出されたことを受け、焼却炉を全て停止して熱分解装置の点検・整備・補修作業を実施 ・これに伴いごみの区域外処理を実施
令和 5 年 6 月～9 月	・3 号炉の冷却塔下部の崩落により運転を停止 ・緊急補修を実施するとともに、ごみの区域外処理を実施 ・新クリーンセンター建設事業についての見通しが立っていないこともあり、市議会からも部分補修ではなく全面的な大規模改修の必要性について検討するよう意見あり
令和 5 年 10 月～12 月	本件工事に係る入札手続期間

(2) 工場の維持補修経費について

本件工事に着手するまでの維持補修経費は次表のとおりであり、おおむね右肩上がりに増加していたことを確認した。

【直近 7 年間の維持補修経費の推移（決算状況）】

平成 29 年度	654 百万円
平成 30 年度	693 百万円
令和元年度	781 百万円
令和 2 年度	802 百万円
令和 3 年度	1,039 百万円
令和 4 年度	975 百万円
令和 5 年度	1,051 百万円

(3) 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」について

平成 22 年 3 月に環境省が、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」（以下「手引」という。）を策定し、公にしていることを確認した。なお、本市においては手引に基づく廃棄物処理施設長寿命化総合計画（以下「長寿命化計画」という。）は作成していないことを確認した。

【廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き】

- ・発行者：環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
- ・発行年月：平成 22 年 3 月（平成 27 年 3 月及び令和 3 年 3 月に改訂）
- ・種別：ごみ焼却施設編、し尿処理施設・汚泥再生処理センター編、その他の施設編

【奈良市が廃棄物処理施設長寿命化総合計画を作成していない理由】（市の主張の概略）

手引（ごみ焼却施設編）には、通常コンクリート系の建造物の耐用年数がおおむね 50 年となっているにもかかわらず、ごみ焼却施設についてはプラントの劣化が激しいため、これまでその耐用年数は 20 年程度とされてきたと記載されている。手引ではこのことを踏まえて稼働開始後おおむね 10 年から 15 年で耐用年数の短い機器や設備を更新することで、施設の長寿命化を図れることなどが述べられている。

本市の施設については、手引が発行された平成 22 年時点で稼働開始から既に 28 年を経過していたため、手引に準拠するものではない。

なお、長寿命化計画の作成は、法的に必須の要件とはならない。

(4) ごみ処理施設の精密機能検査に係る法規定について

ごみ処理施設の精密機能検査について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第

35号)において次のとおり規定されていることを確認した。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）】

(精密機能検査)

第5条 ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、これらの施設の機能を保全するため、定期的に、その機能状況、耐用の度合等について精密な検査を行うようにしなければならない。

(5) ごみ焼却施設プラント調査業務委託について

市では、環境清美工場の老朽化が進む中、定期的な補修及び整備だけでなく、焼却施設の修繕必要箇所を抽出するため、令和3年度において各焼却炉の受入供給設備から煙道及び灰出設備までの損傷及び劣化の状況調査を行っていたことを確認した。また、当該調査後はその結果を基に設備の修理を実施していたことを確認した

【ごみ焼却施設プラント調査業務委託の概要】

実施期間：令和3年6月2日（契約日）から令和3年12月31日まで

契約金額：54,395千円

契約相手方：大栄環境株式会社

契約方法：条件付き一般競争入札

調査対象：1～4号炉、ダイオキシン削減対策施設

- ・受入供給設備 バケット・サドル・ガーター類ほか
- ・燃焼設備 投入ホッパほか
- ・燃焼ガス冷却設備 ガス冷却塔ほか
- ・空気予熱設備 空気予熱器本体ほか
- ・減温塔設備 減温塔本体ほか
- ・排ガス処理設備 バグフィルタ装置ほか
- ・余熱利用設備 温水発生器ほか
- ・給排水設備 プラント用受水槽ほか
- ・通風設備 押込送風機ほか
- ・灰出設備 熱分解棟ほか
- ・灰污水处理装置 灰原水・受槽設備ほか
- ・電気・計装設備 特別高圧受電設備ほか
- ・その他設備 空気圧縮機設備ほか

調査内容：・各機器等の異音、振動、異臭、変形等の有無と各部温度の確認
 ・各機器等の冷却水、油脂類等の量、温度、汚れ等の確認
 ・各機器及び配管各部等からの油、温水、ガス、その他の漏えいの有無の確認
 ・各機器等のVベルト、チェーン、コンベア類の張りの確認
 ・配管各部等について、腐食、損傷、異音、振動、漏水の有無及び弁類の作動状況の確認
 ・電気計装設備について、各機器等の異音、振動、異臭、変形等の有無及び絶縁の良否、温度の上昇、その他配線、器具類の状況の確認
 ・焼却炉、ガス冷却塔におけるクリンカの溶着、スポーリング、欠損、目地厚及び膨張等の耐火物の状況の確認

調査結果：【1号炉（点検項目104項目）】

- ・1年以内の大型修繕推奨 6項目該当
- ・1～3年周期の大型修繕推奨 44項目該当
- ・定期的な補修・整備 54項目該当

【3号炉（点検項目88項目 共通部分21項目除く。）】

- ・1年以内の大型修繕推奨 4項目該当
- ・1～3年周期の大型修繕推奨 40項目該当
- ・定期的な補修・整備 44項目該当

【4号炉（点検項目62項目 共通部分44項目除く。）】

- ・1年以内の大型修繕推奨 該当なし
- ・1～3年周期の大型修繕推奨 26項目該当

・定期的な補修・整備

36 項目該当

【監査委員の判断】

○ 本件工事の必要性和実施に際して求められる手続について

① 本件工事の必要性について

事実関係(1)及び(2)で確認したように、近年において環境清美工場の老朽化は著しく進展しており、運転を全面的に停止せざるを得ない不具合が発生するとともに、維持補修経費も年々増加する傾向にあった。そのような中、令和 5 年度において 3 号炉下部の崩落事故が発生したことを機に市議会からも全面改修を求める意見があり、結果的に本件工事の実施に至ったものである。したがって、本件工事について必要性がなかったとは言えない。

② 長寿命化計画作成の必要性について

請求人は、本件工事が環境省作成の手引に準拠していないため、その内容が不明朗である旨主張している。これに対し、市は、手引が公表された平成 22 年時点で、環境清美工場が稼働開始から 28 年を経過していたことから手引に準拠しないと判断したと主張している。(事実関係(3))

ここで請求人が言う手引に準拠していないとの主張をどのように解すべきかであるが、監査委員はこれを、市が長寿命化計画を作成していないため、本件工事における施工内容の必要性が説明できていないことを指摘する趣旨と理解し、市が長寿命化計画を作成していない理由を検討するために手引の内容を確認することとした。

すると手引には、通常ごみ焼却施設がコンクリート建造物であるにもかかわらず、劣化の進行が速いため耐用年数が一般的に 20 年程度とされてきたことや、全国の施設の平均供用年数が 30.5 年であることなどに触れ、施設の稼働開始後、およそ 10 年から 15 年程度で施設を構成する重要な設備や機器を更新することで延命化が図れることなどが記されていた。手引はそのような延命化の有用性を説いた上で長寿命化計画作成の意義を述べているわけであるが、市は前述のような記載内容を踏まえ、平成 22 年当時において稼働開始から 28 年を経過していた環境清美工場が供用可能年数の終盤に差し掛かっていると認識し、長寿命化計画作成の意義に乏しいと判断したものであり、そのような判断に不合理な点はなかったと考えられる。また、平成 22 年当時は、奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（現奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会）による施設移転建設計画の検討が既に開始されていた時期であり、このことから見ても市が長寿命化計画を作成しなかった判断には理由があったと認められる。

なお、長寿命化計画の作成が法的に見て必須の要件となるのかについては、確認した限りにおいて特段の定めは見当たらなかった。

③ 本件工事の実施に先立つ精密機能検査実施の必要性について

請求人は、本件工事の要否を確認するために第三者による精密機能検査を行う必要があった旨主張している。このため、関連法令を確認したところ、事実関係(4)のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に、ごみ処理施設の管理者は、施設の機能を保全するため、その機能状況、耐用の度合等について精密な検査を行うようにしなければならない旨が規定されていた。市が同規定を遵守していたかについて確認したところ、事実関係(5)のとおり、令和 3 年度においてプラントの全面調査を実施し、それを基に各種補修作業を行ってきた経緯が確認できた。このことから、市が本件工事の前段階で施設調査を全く行っていなかったとは言えず、また、そもそも精密機能検査を行うことが施設の全面改修を行う上で必須の要件になるのかについては、確認した限りにおいて特段の定めは見当たらなかった。

以上のことを総合的に考えると、市が本件工事を行うこととしたことに必要性がなかったとは言えず、また、市が長寿命化計画を作成していないことや本件工事施工開始の直前に精密機能検査を行っていなかったことが、不適正な事務と言えるほどの根拠はないと考えられる。

3 着眼点(2) 本件工事に係る入札の手続が適正に実施されたか否か

【事実関係】

(1) 入札公告の詳細について

本件入札の公告が次のとおり行われていたことを確認した。

【入札公告詳細（建設工事）】

入 札 手 段：電子入札

入 札 方 式：一般競争入札

件 名：環境清美工場焼却施設大規模改修工事
 予 定 価 格：12,723,000,000円（税抜き）
 保 有 業 種：機械器具設置工事又は清掃施設工事のいずれか
 入 札 告 白 日：令和5年10月16日
 参加申請期間：令和5年10月16日から令和5年10月27日まで
 入 札 日：令和5年10月31日から令和5年11月21日まで
 開 札 日：令和5年11月22日

(2) 本件入札の実施に際して公にされた資料等について

本件入札の実施に際して公にされた資料等が、次表のとおりであったことを確認した。

【本件入札の実施に際して公にされた資料等】

1 令和5年奈良市公告第266号（入札実施公告）

- ・入札に付する事項 工事名・工事場所・工事概要・予定価格等
 - ・入札に参加する者に必要な資格に関する事項（具体的な内容は事実関係(4)に記載）
 - ・設計図書等を示す日時及び場所
- ほか計12項目にわたり入札の内容に関する記載あり

2 環境清美工場焼却施設大規模改修工事 仕様書

- ・総則 目的・概要・実施場所・施工範囲・工期等に関する記載あり
- ・一般事項 着手・報告・写真撮影・協議等に関する記載あり
- ・特記仕様書 対象設備一覧 計13頁
- ・施工範囲図 計3枚

3 環境清美工場焼却施設大規模改修工事 現場説明書

- ・入札注意事項 現地確認、現況図面の閲覧及び質疑受付に関する記載あり
 - ・特記事項 施工条件として環境対策・安全対策等に関する記載あり
- ほか計19項目にわたり工事施工に当たって必要な条件等の記載あり

4 入札心得通知書

- ・開札の日時、場所等に関する記載あり
- ・入札条件に関して計13項目にわたる記載あり

(3) 本件工事に係る設計書について

本件工事に係る設計書を査閲し、同設計書が日立造船株式会社（以下「日立造船」という。）の提出した見積書を基本資料として作成されていたことを確認した。ただし、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費については、「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」（公益社団法人全国都市清掃会議発行）に基づいて、所定の方法で算定されていたことを確認した。また、市が作成した設計書と日立造船提出の見積書を比較すると、一部の設備内容に相違点が見られることを確認した。

【設計書及び見積書比較表（抜粋）】

(税抜き)

補修箇所	設計額	見積額	掛け率
燃焼設備ごみ投入ホッパ	57,000,000円	60,000,000円	95%
乾燥火格子	43,700,000円	46,000,000円	95%
燃焼ガス冷却設備ガス冷却室	60,800,000円	64,000,000円	95%
空気予熱設備空気予熱器	237,500,000円	250,000,000円	95%
灰出設備（4号炉用）火格子下コンベア （市が追加を判断）	85,500,000円	—	3号炉用の95%
排ガス処理設備バイブロミキサー （No.2系統用混錬押出成形機の代替）	バイブロミキサー（2基）	混錬押出成形機（1基） 39,300,000円	

品としてバイプロミキサーを設置する旨市が判断)	55, 290, 000円	バイプロミキサー (1基) 29, 100, 000円	
直接工事費 (71項目) 合計	10, 869, 710, 000円	11, 362, 000, 000円	
総合計額	12, 723, 000, 000円	12, 800, 000, 000円	

(4) 入札参加条件について

令和 5 年奈良市公告第 266 号に記載されている「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」が次のようなものであったことを確認した。

【入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (令和 5 年奈良市公告第 266 号)】

- (1) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 第 1 項の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (有効期間内にある直近のもの) における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が 1, 200 点以上であること。また、元請工事における下請金額の合計が 4, 500 万円以上の場合は特定建設業の許可を、4, 500 万円未満の場合は一般建設業の許可を有する者であること。
- (2) 公告日以前において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものの発注した一般廃棄物ごみ焼却施設 (焼却能力が 1 日につき 1 炉あたり 100 トン以上のものに限る。) の大規模改修工事 (環境省の循環型社会形成推進交付金を活用した基幹的設備改良工事又はそれに準じる主要設備更新工事 (受入供給設備、焼却炉本体、排ガス冷却設備及び排ガス除去設備の更新工事を含む工事)) の元請負業者として、施工実績を有する者であること。ただし、当該実績が共同企業体としての実績である場合は、当該共同企業体の代表者である場合に限り、実績と認めるものとする。
- (3) 入札参加申請日において、継続して 3 か月以上の雇用関係にある機械器具設置工事業又は清掃施設工事業の配置予定技術者 (元請工事における下請金額の合計が 4, 500 万円以上の場合は監理技術者、4, 500 万円未満の場合は主任技術者) を当該工事に専任で配置できること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(5) 入札公告から開札までの経緯について

本件入札に係る経緯が、次表のとおりであったことを確認した。また、入札公告について、奈良市契約規則 (昭和 40 年奈良市規則第 43 号) に次のとおり規定されていることを確認した。

【本件入札に係る経緯】

令和 5 年 10 月 16 日	令和 5 年奈良市公告第 266 号 (入札実施公告)
令和 5 年 10 月 16 日～10 月 27 日	入札参加申請期間
令和 5 年 10 月 16 日～11 月 21 日	設計図書等を示す期間
令和 5 年 10 月 25 日	質疑受付期日
令和 5 年 10 月 31 日～11 月 21 日	入札受付期間
令和 5 年 11 月 1 日	質疑回答日
令和 5 年 11 月 22 日	開札日 (当初予定) 令和 5 年奈良市公告第 298 号 (開札日変更)
令和 5 年 12 月 6 日	開札日 (変更後)

【奈良市契約規則 (抜粋)】

(一般競争入札の公告)

第 2 条 一般競争入札の公告は、次に掲げる事項を掲示その他の方法により入札期日 (インターネットを利用して市の公有財産及び物品の売払いを行うシステム (以下「インターネット公有財産売却システム」という。) による入札にあつては、入札期間の初日) の前日から起算して少なくとも 10 日 (不用品の売却その他軽易な事項に係る契約については、期日前 5 日) までにしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時

- (4) 入札の場所及び日時（インターネット公有財産売却システムによる入札にあつては、入札期間及び開札の日時）
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (7) その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経たときに成立する旨
- (8) その他必要な事項

(6) 建設工事の見積期間について

建設工事の見積期間について、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 6 条に次のように規定されていることを確認した。

【建設業法施行令（抜粋）】

（建設工事の見積期間）

第 6 条 法第 20 条第 4 項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第 2 号及び第 3 号の期間は、5 日以内に限り短縮することができる。

- 一 工事一件の予定価格が 500 万円に満たない工事については、1 日以上
- 二 工事一件の予定価格が 500 万円以上 5,000 万円に満たない工事については、10 日以上
- 三 工事一件の予定価格が 5,000 万円以上の工事については、15 日以上

2 （略）

(7) ダイオキシシン削減対策工事に伴う耐荷重限度を超えた機器等の設置について

平成 13 年度実施のダイオキシシン削減対策工事に伴う耐荷重限度を超えた機器等の設置に関する問題（以下「耐荷重超過問題」という。）の経緯が、おおむね次のとおりであったことを確認した。

【耐荷重超過問題に関する経緯】

令和 5 年 11 月 17 日	日立造船から「奈良市環境清美工場既存建物の建屋構造確認に係る通知」が発出される。（同月 20 日受領） これにより、過去に行ったダイオキシシン削減対策工事において設置された機器及び付帯設備の総重量が、構造計算上の耐荷重限度を大きく上回っている可能性のあることが判明
令和 5 年 11 月 22 日	日立造船から、より詳細な既設機器等の重量に関する通知あり なお、当該通知は、既存建物の構造計算書（奈良市所有）及び既設機器重量（ダイオキシシン削減対策工事施工者である三機工業株式会社（以下「三機工業」という。）から情報入手）を確認した上で作成されていた。 同日付けで開札手続の延期を決定 以降、同月 29 日まで日立造船発出の通知の内容を精査するとともに、本件工事への影響を検証
令和 5 年 11 月 24 日	三機工業に対して耐荷重超過問題について関係書類の提出を依頼
令和 5 年 11 月 27 日	日立造船から台盤重量の算定根拠に関する資料の送付あり
令和 5 年 11 月 29 日	日立造船からダイオキシシン削減対策工事における図面と構造計算書の相違点に関する資料の送付あり
令和 5 年 12 月 4 日	三機工業から建屋構造確認に関する報告あり。これにより、ダイオキシシン削減対策工事に不備があり、耐荷重限度を超えて機器等が設置されていたことを施工者自らが認める。
令和 6 年 1 月 26 日	三機工業と今後の対応に関する覚書を締結（覚書の内容については、事実関係(8)に記載） 同日付けで日立造船とも今後の対応に関する覚書を締結
令和 6 年 1 月～3 月	地盤強度確認のためボーリング調査を実施 当該ボーリング調査の結果を基に改めて構造計算を実施 その上で対策を検討し、最終的に小梁 1 か所の補強工事が必要との報告あり なお、これらの手続は全て三機工業が実施

令和 6 年 5 月 16 日	上記検討結果に基づく対策案の妥当性を確認するため、一般財団法人日本建築総合試験所試験研究センターに検証を依頼（令和 6 年 7 月には追加のボーリング調査を実施するとともに計 7 回にわたる審査を実施）
令和 6 年 10 月 9 日	一般財団法人日本建築総合試験所試験研究センターから対策内容は工学的に妥当である旨の結果報告あり (正式な報告書の提出は同月 22 日)
令和 6 年 10 月末日	耐荷重超過問題に係る対策工事完了
令和 6 年 11 月	本件工事本格着工

(8) ダイオキシシン削減対策工事施工者と締結した覚書について

ダイオキシシン削減対策工事施工者である三機工業と締結した耐荷重超過問題に関する覚書の要点が、主に次のようなものであったことを確認した。

【環境清美工場焼却施設ダイオキシシン削減対策工事の瑕疵に関する覚書】

- 1 乙（三機工業）は、過去の工事について、乙が作成した構造計算書において積算した荷重を上回る重量の機器を設置した瑕疵が存することを認める。
- 2 乙は、本件瑕疵を修補するために必要な対策工事及び措置を乙の責任で講じるとともに、対策工事等の実施に要する費用及び対策工事等の実施に伴い新たに甲（奈良市）に生じた費用の一切を負担する。(略)
- 3 乙は、対策工事等において、本件瑕疵を修補するために必要な全ての措置を実施するものとする。
- 4 (略)
- 5 乙は、第 4 項による甲の確認を受けた後、対策工事等の着手に先立ち、対策工事等の内容、施工手法、工程その他甲が必要と認める事項を記載した報告書及び乙が作成した構造計算書、対策工事等の実施設計書その他の関係図書等を甲に提出し、その確認を受けなければならない。
- 6 乙は、甲が第 4 項及び前項に定める報告書並びに前項に定める関係図書等を環境清美工場焼却施設大規模改修工事の施工事業者に提示又は提供することについて異議を述べないものとする。
- 7 乙は、甲が第 4 項及び第 5 項に定める報告書並びに同項に定める関係図書等を確認するに当たり、これらの書類を有識者等の第三者に提供して意見聴取等を行うことについて異議を述べないものとし、意見聴取手続において別途資料の提供や説明等を求められた場合には、これに協力するものとする。
- 8 (略)
- 9 乙は、今後甲が実施する大規模改修工事の費用及び工程等に影響が生じないよう、大規模改修工事の施工事業者と協議・連携して対策工事等を実施するものとする。
- 10～12 (略)

【監査委員の判断】

○ 本件入札において違法又は不当な手続があったか否かについて

① 本件入札の公平性について

請求人は、主に次のような理由により本件工事に関する見積りが日立造船以外の事業者には不可能であり、入札の公平性が担保されていないと主張している。

ア 大規模改修工事の要否を判断するための精密機能検査が実施されていないため、客観的な判断基準が存在しない。

イ 入札用として準備された機器図はフローシート 1 枚であり、日立造船以外の事業者には見積りが不可能である。

ウ 市が用意した仕様書や現場説明書には改修工事の内容が不記載かつ不明であり、日立造船以外の事業者が参入できない。

エ 市が作成した設計書は日立造船から提供を受けた見積書を転載したものであり、公平な積算根拠が存在しない。

オ 本件工事は、環境省が指導する手引に準拠しておらず、検証が不可能である。

このうち、ア及びオについては、着眼点(1)で述べたとおりである。

次にイについては、仕様書を見る限り施工範囲図が 3 枚添付されていたことしか確認できなかったが、事実関係(2)でも確認したように、市が用意した現場説明書には、現地確認や現況図面の閲覧が可能であることや

設計図書等に関する質疑を行う機会が設けられていることが記載されていた。

続いてウについては、本件工事における更新対象設備が特記仕様書に網羅的に列挙されていることが確認できた。

以上のような状況を考えると、積算資料が不十分で、施工範囲が不明瞭と言えるほど市の説明が不足していたとは考えられず、よって、本件入札に日立造船以外の事業者が参加できないほどの不備があったとは言えないと考えられる。

また、事実関係(4)に記した入札参加条件を見ても、特定の事業者が排除されるような特殊な条件が設定されていたとは認められず、機械器具設置工事又は清掃施設工事に携わる事業者であれば本件入札に参加することは可能であったと考えられる。

最後にエについて確認したところ、確かに本件工事に係る設計書については日立造船からの見積りに基づいて作成されたものと考えられる。しかしながら、事実関係(3)でも確認したように、市は日立造船が提出した見積りを参考にしつつも部分的に対象設備を追加・変更しており、また、共通仮設費等についても「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」に基づいて独自に算定している。このことから、市が精査もせずに見積りの内容を設計書に転載したとは言えないと考えられる。

これらのことから、本件入札において公平性が担保されていないとまで言うことはできないと考えられる。

なお、工事設計書の作成については前述のとおり判断したところであるが、入札の実施に当たっては可能な限り客観性を担保する必要があると考えられる。このため、設計書を作成する際は複数の事業者から見積りを徴取する方法や設計を委託する方法等を採用することにより、でき得る限り客観性を担保できるよう努めるべきと考える。

② 本件入札に係る日程設定の妥当性について

本件工事はおおよそ 140 億円（税込み）もの支出を伴う大規模工事であるところ、本件入札においては、実施公告から入札参加申請期間の最終日までの期間がおおよそ 10 日間の設定となっていた。このため、各事業者がこのような短期間で入札に向けた準備を十分に行えるのか検証する必要があると考え、本件入札に係る経緯を確認したところ、事実関係(5)のとおり、入札の公告から入札受付期間の最終日までに 35 日以上の日数が設けられていたことが確認できた。また、その間は設計図書の閲覧等が可能な状態になっていたことも併せて確認できた。

建設工事に係る見積期間については、事実関係(6)で確認した建設業法施行令に規定されているところであるが、前述の日程設定は当該規定に照らしても短すぎたと言えることはできないと考えられる。このため、本件入札の日程設定において、日立造船以外の事業者が入札に参加することを断念せざるを得ないものではなかったと考えられる。

なお、本件入札に係るその他の手続についても法的な意味で問題がなかったか確認したが、奈良市契約規則の規定に反するなどの不適法な手続は特に見当たらなかった。

③ 本件入札における不正の有無について

請求人は、市が入札前に日立造船と打合せを行い、本件工事の内容と価格を決定するなどの不正を行ったと主張しているが、監査を進める中でそのような事実は確認できなかった。

以上のことから、本件入札に係る手続に違法又は不当な点があったとは認められない。

○ 耐荷重超過問題における本件入札への影響について

① 耐荷重超過問題の信ぴょう性について

請求人は、平成 13 年度に実施されたダイオキシン削減対策工事に伴って耐荷重限度を超える機器等が設置されていた問題について、市が専門家の意見を求めていることから検証が不十分だったと主張している。このため、同問題に関するこれまでの経緯等を確認したところ、ダイオキシン削減対策工事施工者である三機工業自らが、事実関係(7)及び(8)のとおり、構造計算の検証結果等を示した上でその瑕疵を認めていた。したがって、その信ぴょう性に特段の疑義はないと考えられる。

また、請求人は、この問題について市が日立造船に調査を依頼したかのように述べているが、関係書類を見る限り市がそのような依頼を行った事実は確認できなかった。

② 耐荷重超過問題に関する対策と本件入札への影響について

請求人は耐荷重超過問題に関し、市が本件工事に係る入札条件の見直しなど必要な手続を行っていないと主張している。このため、本件入札の実施に当たって入札条件を見直す必要があったのかを確認したところ、耐

荷重超過問題の解決に向けた対策については、三機工業が自らこれを実施し、費用についても全額自らが負担することが事実関係(8)で確認した覚書に記載されていた。また、同覚書には、耐荷重超過問題対策工事の施工に当たり、大規模改修工事施工者と協議・連携して行うことなどが併せて記載されていることが確認できた。

加えて、三機工業が示した対策案の妥当性については、第三者に当たる専門機関である一般財団法人日本建築総合試験所が検証し、工学的に妥当との判断がなされていることは事実関係(7)で確認したとおりである。

これらのことから、この耐荷重超過問題に関する対策は本件工事とは別個のものとして捉えるべきであり、その実施責任はあくまで三機工業に存するものとするのが妥当である。したがって、本件入札の実施に当たって入札条件の見直しなどを行う必要はなかったと考えられる。

以上のとおり、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

(令和 7 年 3 月 7 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 12 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 7 年 3 月 3 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 3 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 3 月 17 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
法蓮町 154-1	①	合流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
大森西町、大安寺七丁目（JR 奈良駅南特定土地区画整理事業区域内）	②	分流	
奈良阪町	③	分流	
桂木町～南京終町二丁目	④	分流	
法華寺町 394 他	⑤	分流	
法蓮町 800-6 他	⑥	合流	
法蓮町 244-4 他	⑦	合流	

位置図省略

(令和 7 年 3 月 3 日揭示済)

奈良市企業局告示第 13 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 3 月 4 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 TMT	代表取締役 富田 廣司	奈良市白毫寺町 301-1	令和 7 年 2 月 20 日

(令和 7 年 3 月 4 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 3 号

令和 7 年 3 月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委

員会規則第 12 号) 第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 3 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 7 年 3 月 4 日 (火) 午前 10 時 00 分から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議案

議案第 39 号 令和 7 年 4 月奈良市立学校管理職人事について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時 00 分から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 7 年 3 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 4 号

令和 7 年 3 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則 (昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号) 第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 12 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 7 年 3 月 18 日 (火) 午前 10 時 00 分から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告 (1) 財産の取得について

教育長報告 (2) 奈良市学校図書館ガイドラインの改訂について

教育長報告 (3) 市立幼稚園の再編方針について

議案

議案第 40 号 奈良市指定文化財の指定について

議案第 41 号 奈良市指定文化財の指定解除について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時 00 分から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 7 年 3 月 12 日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第 2 号

令和 7 年 3 月 1 日現在における地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりです。

令和 7 年 3 月 3 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

50 分の 1 の数 5,922 人

6 分の 1 の数 49,349 人

3 分の 1 の数 98,697 人

(令和 7 年 3 月 3 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 3 号

奈良市農業委員会令和 7 年 3 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号)第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 7 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和 7 年 3 月 14 日 (金) 午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 北棟 2 階 202 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 事業計画変更について
- (3) 改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)に基づく農用地利用集積計画について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- (6) 水田利用転換届出について
- (7) 許可・受理の取消しについて
- (8) 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 13 条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (9) 生産緑地法第 13 条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (10) 知事許可について

(令和 7 年 3 月 7 日揭示済)